

令和 5 年度  
自 己 点 検 評 価 書

令和 5 (2023) 年 5 月  
福岡こども短期大学



## I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

### 1 建学の精神

本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神としている。これは、創始者である都築頼助、都築貞枝の言葉として、学園創立時から一貫して学園グループの建学の精神とされているものである。創設者のことば「個性を伸ばし、自信をつけさせ、社会に送り出したい」に示されるように、「人間には誰にも、その人でなくてはならない優れた特性、個性がある。これを見つけ、伸ばし育ててゆくのが教育である」という人間存在と教育に対する信念に基づいており、学園の建学碑文には以下のとおり記されている。

○ 天地万有ものみな絶対の真と存在の価値がある。

この宇宙そして天地の間に存在する万物全てに存在の意義と価値がある。生命あるものは誕生したその瞬間から絶対無比の存在となる。人類が出現して以来 350 万年近い過去から、同じである人間は二人と存在して来なかった未来もまた二人と同じ人間は存在しないであろう。人間は、この世に絶対唯一の存在として、無二の生涯を全うするように決定されていると言えよう。自己の存在がその生命ある限りどのようにして自己を確立し、そして自己実現に向かって成長していくのか。そこに教育の存在がある。

○ 物は心によって価値を生じ、人は教育によって永遠に導く。

個性教育、すなわち、個性を伸展する教育は、人間一人ひとりの存在意義の深い、個性の違いを認識し尊ぶことから始まる。自己の個性に目覚め、アイデンティティを確立させ、生涯をかけて自己の実現と完成に向けて練磨していくのが『個性の伸展による人生練磨』である。人間は、生来その人にしかない長所や美点、特質、その人らしさといわれる第一義的個性、仏教で謂うところの《第一義諦=PARAMA》を有しており、それを教育によって引き出し、永遠に輝かせたいという願いから、大学名にも“第一”の名を冠している。

本学園における“個性”とは、第一義的特性を指し、他と区別される特徴的長所、美点、得意面等を意味し、人にはそれぞれ生来その人に固有の“個性”が賦与されていることに着眼しているものである。この建学の精神を通して、学校教育のみに終わることなく、生涯を通して自己実現を達成していくことを本学の使命・目的としている。

### 2 短期大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

本学園は福岡を拠点として保育園・幼稚園、小・中・高等学校、専門学校、大学まで全国に幾多もの教育機関を有するが、高等教育においては、さらに“個性”を“専門性”として捉え、より高度化した専門領域や専門分野を「個性」として位置づけている。それぞれの学校において、専門性に特化する教育を基本とし、そして天職として自己の人生の社会的使命を自覚することを目指し、さらには、“個性”の持つ独自性のみが可能とする独創性・独創力に最も高い価値を置いている。

学園関連校の中でも本学は、昭和 50（1975）年「第一保育短期大学」の名を掲げ、保

育者養成校としての使命を帯びて創立された。「三つ子の魂百まで」の格言にあるように、初等教育の段階における生得的性格、資質に着目し、こどもの個性を育てる保育者へと導く理想の教育を実践することを本学の教育理念としている。

### 3 本学の使命・目的、大学の個性・特色等

昭和 50（1975）年に「第一保育短期大学」として開学して以来、本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神とし、こどもの個性を尊重する保育者の養成を目的としてきた。平成 20（2008）年 4 月には「福岡こども短期大学」へと改名したが、建学の精神及び本学の教育理念並びに使命・目的は、令和となった現在もなお受け継がれている。

本学の使命・目的として、学則第 1 条に「本学は、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に従い、『個性の伸展による人生練磨』を建学の精神として掲げ、国家及び社会の形成者として豊かな人格の完成を目指すとともに、個性の伸展を図り、幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び創造的能力をもって保育・幼児教育にあたる有為な人材を育成することを目的とし、さらに学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とする。」と規定している。今日まで“こどもとともに学び、こどもとともに生きる”姿勢を重んじ、高い専門性を有した保育者として約 1 万 8 千人もの人材を輩出してきた。近年では、福岡をはじめ九州、全国から 5,000 もの求人が寄せられているが、これは、社会的な保育者不足事情以外にも、本学が半世紀もの間、幼児教育に特化した教育を継続してきた実績を示すものである。

平成 22（2010）年には、文部科学省により「養護教諭二種免許状」の教育課程が認可された。この課程を設置した目的として、当時、保育現場においても課題となった発達障がい、児童虐待、アレルギー疾患及び感染症等の諸問題に関して専門的に対応し得る保育者の養成があった。養護教諭二種免許状教職課程の新設には、実際に現場で勤務している、幼稚園、保育所及びこども園並びに社会福祉施設等の施設長からの社会的要請に応える形で開設に至った背景があるが、その意味からも学則に示す「保育・幼児教育にあたる有為な人材を育成し、さらに学術の深化、文化の向上に貢献する」という使命に合致するものである。

これに続き、令和 3（2021）年度には、新たに「小学校教諭二種免許状」の教職課程を新設することになり、文部科学省より認可された。この開設に至った経緯としては、時代とともに社会的情勢が変化し続ける中で、現代の幼児教育から小学校教育に関する課題に対応する力を涵養しながら、乳幼児期から児童期まで、こどもを広い視野で理解することのできる保育・幼児教育者を養成することを目指したことにある。小学校低学年は、学びがゼロからスタートするわけではなく、幼児教育で身に付けたことを活かしながら教科等の学びにつなぎ、こどもたちの資質・能力を伸ばしていく時期である。現行の平成 29

（2017）年改訂の「小学校学習指導要領」においても「小学校においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を更に伸ばしていくことができるようにすることが重要である」と述べられている。このように、保幼小接続期、架け橋期の保育・教育には、保育・幼児教育と小学校教育双方に対する深い識見が必要であり、アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムとの連携、架け橋プログラム

による小学校との連携について学ぶことを通して、保幼小接続期、架け橋期の保育・教育の充実に寄与できる保育者、教育者の育成が可能となる。現在では、保育園や幼稚園等と小学校の「連携」から「接続」という現代社会の要請である「カリキュラムづくり」に対応できるようになる、あるいは、小学校教育の接続内容を理解することで、こどもの発達や学びに連続性を持たせ、「小1プロブレム」等の課題にも対応できる保育・幼児教育者の養成に力を入れている。

このように、本学では、幼児教育に関する専門的な教育を行い、天職である保育者として自己の人生の社会的使命を自覚することを目指し、「個性の伸展による人生練磨」に従って、生涯を通して自己実現を達成できる人材を育成している。同時に、社会が変化し続ける中で、現代の教育課題に対応する力を育みながら、こどもを深く理解した保育者を養成することは今後の使命として引き継いでいくものである。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

| 年           | 月  | 内 容                                        |
|-------------|----|--------------------------------------------|
| 昭和49（1974）年 | 6  | 第一保育短期大学 設置認可申請（文部科学省）                     |
| 昭和50（1975）年 | 1  | 第一保育短期大学（幼児教育学科） 設置認可                      |
| 昭和50（1975）年 | 3  | 第一保育短期大学 新校舎竣工                             |
| 昭和50（1975）年 | 4  | 第一保育短期大学 開学 初代学長に田中勝規就任                    |
| 昭和50（1975）年 | 4  | 第一回入学式                                     |
| 昭和50（1975）年 | 6  | 後援会設立総会                                    |
| 昭和51（1976）年 | 2  | 文部科学省より収容定員増認可                             |
| 昭和51（1976）年 | 4  | 2号館完成                                      |
| 昭和51（1976）年 | 8  | 第一紅梅寮竣工                                    |
| 昭和52（1977）年 | 2  | 保母を養成する学校としての指定認可（福岡県）                     |
| 昭和52（1977）年 | 3  | 同窓会発会式                                     |
| 昭和52（1977）年 | 4  | 学長に都築貞枝就任                                  |
| 昭和52（1977）年 | 4  | 3号館竣工                                      |
| 昭和52（1977）年 | 6  | 第二紅梅寮竣工                                    |
| 昭和53（1978）年 | 4  | 第一保育短期大学本館竣工                               |
| 昭和53（1978）年 | 9  | 厚生会館竣工                                     |
| 昭和53（1978）年 | 1  | 学長に都築泰壽就任                                  |
| 昭和62（1987）年 | 11 | 開学10周年記念公開保育フェスティバル開催<br>（福岡サンパレスにて）       |
| 平成元（1989）年  | 9  | 幼児教育研究会がアジア太平洋博に参加                         |
| 平成5（1993）年  | 10 | 幼児教育研究会全員が国際ソロプチミストから<br>シグマソサエティー会員に認証される |
| 平成6（1994）年  | 10 | こども劇場及びだいいち幼稚園園舎竣工                         |
| 平成8（1996）年  | 4  | 新厚生会館竣工                                    |
| 平成13（2001）年 | 4  | 学長に都築仁子就任                                  |
| 平成19（2007）年 | 7  | 文部科学省より収容定員増認可                             |
| 平成20（2008）年 | 3  | 厚生労働省及び福岡県より収容定員増認可                        |
| 平成20（2008）年 | 4  | 第一保育短期大学を「福岡こども短期大学」に名称変更                  |
| 平成20（2008）年 | 4  | 幼児教育科を「こども教育学科」に名称変更                       |
| 平成20（2008）年 | 9  | 九州厚生局養成施設実地調査適正と認定                         |
| 平成20（2008）年 | 12 | 文部科学省より収容定員減認可                             |
| 平成21（2009）年 | 3  | 厚生労働省及び福岡県より収容定員減認可                        |

|             |    |                                   |
|-------------|----|-----------------------------------|
| 平成22（2010）年 | 1  | 文部科学省より「養護教諭二種免許状」教職課程認可          |
| 平成22（2010）年 | 4  | 「養護教諭二種免許状」教職課程開設                 |
| 平成24（2012）年 | 11 | 太宰府市より幼児教育研究会が「市民活動賞」を受賞          |
| 平成28（2016）年 | 11 | 都築学園グループ60周年記念行事                  |
| 平成28（2016）年 | 12 | 短期大学基準協会より「適格認定証」授与               |
| 平成28（2016）年 | 12 | 文部科学省及び福岡県より入学定員・収容定員減認可          |
| 平成30（2018）年 | 3  | 日本高等教育評価機構より「認定証」授与               |
| 令和3（2021）年  | 11 | 文部科学省より「小学校教諭二種免許状」教職課程認可         |
| 令和4（2022）年  | 4  | 「小学校教諭二種免許状」教職課程開設                |
| 令和5（2023）年  | 2  | 太宰府市より幼児教育研究会が「市制施行40周年記念特別表彰」を受賞 |

## 2. 本学の現況

- ・ 短期大学名 福岡こども短期大学
- ・ 所在地 福岡県太宰府市五条3-11-25
- ・ 学科構成 こども教育学科
- ・ 学生数、教員数、職員数

### ① 学生数

| 学科     | 学年 | 入学定員(人) | 在籍学生(人) | 充足率(%) |
|--------|----|---------|---------|--------|
| こども教育科 | 1年 | 300     | 173     | 57.7   |
|        | 2年 | 300     | 161     | 53.7   |
|        | 計  | 600     | 334     | 55.7   |

※内、小・幼・保コース（小学校教諭二種免許状課程）定員50名。

### ② 教員数

専任教員 修正済

| 学科      | 教授 | 准教授 | 講師 | 計  |
|---------|----|-----|----|----|
| こども教育学科 | 11 | 3   | 15 | 29 |

非常勤講師 … 29人

### ③ 職員数 修正済

| 学科      | 正職員 | 嘱託 | 契約 | パート | 計  |
|---------|-----|----|----|-----|----|
| こども教育学科 | 6   | 10 | 3  | 10  | 29 |

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

##### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的及び教育目的については、「学則」第 1 条に「本学は、日本国憲法、『個性の伸展による人生練磨』を建学の精神として掲げ、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、国家及び社会の形成者として豊かな人格の完成を目指すとともに、本学建学の精神に則り、個性の伸展を図りつつ幼児教育に関する教授研究を行い、心身健全で、知的、道徳的及び創造的能力をもって幼児保育にあたる有為な人材を育成し、さらに学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とする。」と規定し、学生及び教職員への周知のため、「学生要覧」に「学則」を掲載して具体的に明文化している。

本学は単科学科であるため、社会的使命・目的と教育目的（教育プログラムごとの人材養成に関する目的）は、同一としている。

##### 1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、上記のとおり、「学則」においてわかりやすく簡潔に文章化している。「建学の精神」は、敷地内に石碑や看板を設置するとともに、校舎内の玄関や各教室、こども劇場等に掲示している。

また、受験生やその保護者あるいはその他の外部の方々に対し本学を紹介するための「学校案内」には、建学の精神と教育の基本理念を明記すると同時に、本学の使命をよりわかりやすい表現で学長のメッセージを添えている。

在学生及び教職員には、毎年「学生要覧」に「建学の精神」や「学則」を掲載するのみならず、本学の使命・目的及び教育目的を反映した「3つのポリシー」を併記し、より理解し易くして着任者教育や新入生オリエンテーション等の場で配布・説明している。

さらに、これらは、本学公式ホームページにも掲載し、受験対象者である高校生をはじめ全ての学外の方々にも広く理解してもらえるよう周知に努めている。

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学ホームページの「本学の特徴」において、教育の基本理念「こどもの個性を育てる保育者へと導く理想の教育を実践」を明記したうえで、個性・特色に関する本学の自己認

識を「福岡こども短期大学は、1975 年開学以来、『保育・幼児教育』ひとすじ。九州最大の入学定員 300 名を誇る『こども教育学科』を有します。建学の精神「個性の伸展による人生練磨」の下に、学生一人ひとりが持つ特性・得意分野を大切に、2 年間の学びの中から、将来のこども教育・保育の向上に貢献する人材を養成します。それと同時に、学生のみなさんが、将来、こどもの個性を大切にすることができる保育者になれるような教育にも取り組んでいます。」と明示するとともに、「学校案内」でも「建学の精神」と「教育理念」を記載した頁に学長のメッセージとして、「昭和 50 年 4 月の開学以来、本学は幼児教育専門の短期大学として、優秀な保育者の育成に努めて参りました。幼児教育、養護教育の実践を重視したカリキュラム。それぞれの個性即ち専門性を身につける幼児教育研究会。学生と教職員が全員参加し、『こども』をあらゆる角度から研究する活動は高い評価を得ております。こどもの主体性や自発性、そして何よりも個性を大切にするこどもスペシャリストの養成は、本学の使命となっています。『こどもとともに学び、こどもとともに生きましよう。』」と記載し本学の個性・特色に関する本学の自己認識を明示している。

#### 1-1-④ 変化への対応

昭和 50（1975）年開学以来、本学の使命・目的及び教育目的は一貫している。戦後画一的な集団教育が進む中で、本学は、既述のとおり、学生個人の個性の伸展を図りながら、社会が要請する幼児教育者・保育士を養成することを使命・目的に掲げてきた。本学の使命・目的について、基本的な考えは変更していない。

しかしながら、保育者に期待される資質・能力は時代とともに変化してきており、平成 22（2010）年度には養護教諭としての専門的知識・技能を併せ持つ保育者養成を目的として「養護教諭二種免許状教職課程」を新設し、保育者養成校として社会的な要請に応えてきた。また、令和 4（2022）年度には、保幼小の接続を見据えた保育者養成を目的とする「小学校教諭二種免許状教職課程」を新設して社会への変化へ対応し続けているところである。

一方、大学を選ぶ立場にある高校生等の大学の使命・目的等に対する関心も高まり、わかりやすい表現とすることが求められているため、「学則」の見直しを行った。前述のとおり、第 1 条には、本学の目的及び使命について「本学は、日本国憲法、『個性の伸展による人生練磨』を建学の精神として掲げ、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、国家及び社会の形成者として豊かな人格の完成を目指すとともに、本学建学の精神に則り、個性の伸展を図りつつ幼児教育に関する教授研究を行い、心身健全で、知的、道徳的及び創造的能力をもって幼児保育にあたる有為な人材を育成し、さらに学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とする。」とされているが、依るべき法令等の記載順序を体系順に整理し、また、「幼児保育」という表現を、現行のカリキュラムに即して以下のとおり「日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に従い、『個性の伸展による人生練磨』を建学の精神として掲げ、国家及び社会の形成者として豊かな人格の完成を目指すとともに、個性の伸展を図り、幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び創造的能力をもって保育・幼児教育にあたる有為な人材を育成することを目的とし、さらに学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とする。」と変更することにした。

**(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）**

本学の使命・目的及び教育目的は、保育者養成の根幹に基づいたものであり、将来にわたって保育・幼児教育者に対する社会の要請に答えていく必要がある。そのため、今後も本学の個性・特色を大切にしながら、常に保育の現場に目を向け、現場の声に耳を傾けていくとともに社会の変化を注視していく。時代の変遷とともに変化する、保育・幼児教育者に対する社会的要請に先行的かつ柔軟に対応できるよう、教授会や運営委員会、教務委員会等で組織的かつ継続的に検討し、保育者養成校としての本学の使命・目的及び教育目的の見直しを行い、更なる教育内容の充実を図っていく。

**1-2. 使命・目的及び教育目的の反映**

**1-2-① 役員、教職員の理解と支持**

**1-2-② 学内外への周知**

**1-2-③ 中長期的な計画への反映**

**1-2-④ 三つのポリシーへの反映**

**1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性**

**(1) 1-2 の自己判定**

基準項目 1-2 を満たしている。

**(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

**1-2-① 役員、教職員の理解と支持**

本学の使命・目的及び教育目的は、本学「学則」に明記されているが、学則の変更や教学生体制の整備にあたっては、以下の規程や該当役員及び教職員の理解と支持のもと、行っている。

まず、「教授会規程」第 5 条第 2 項に「教授会は、学長が次に掲げる事項のうち教授会の意見を聴くことが必要と判断した場合には、意見を述べることができる。（1）学則変更等に関する事項」と規定されており、「学則検討委員会規程」第 1 条の目的にも、「教授会規程第 6 条に基づき、本学学則の改廃の必要が生じた場合、教授会の諮問によりその改廃審議案を検討することを目的とする。」と規定されている。

また、「運営委員会規程」第 2 条の目的には「本委員会は、学内全般の運営管理に関し、教授会の審議事項について確認するとともに、教授会の諮問事項に答申することを目的とする。」と規定され、あわせて、「教務委員会規程」第 1 条の目的に「教授会規程第 6 条に基づき、本学の教務に関する重要な事項を調査・審議又は処理するため、教務委員会（以下「委員会」という）を置く。」と規定されていることから、学則の策定及び見直しにあたっては、必要に応じて学内で意見の集約を行い、教授会・運営委員会の意見を聴いて学長が決定し、理事会及び評議員会で承認を受けている。

また、年度の教育研究活動等の状況に関しては、学長や教職員を通じて理事会及び評議員会で報告され、次年度以降の策定に反映されており、役員及び教職員が関与・参画する仕組みとなっている。

令和 3（2021）年度に文部科学省より認可を受けた小学校教諭二種免許状の教職課程に

においては、教員及び職員から構成されるワーキング・グループを立上げ、準備室が検討した認可申請書類や「学則」等規程類等を運営委員会や学則検討委員会で逐次審議し、学長が決定した。あわせて、認可課程設置届出の意思決定をする段階及び設置の届出をする段階において、理事会及び評議員会が内容を確認し承認している。

### 1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的については、「学則」第1条に明記しており、建学の精神や三つのポリシーとともに「学生要覧」や「学校案内」に掲載している。

学生及び教職員に対しては、入学時のオリエンテーションや各種ガイダンス時、着任時に「学生要覧」を用いて説明し、その理解と支持に努めている。

あわせて、本学ホームページ上にも掲載し、オープンキャンパスや進学説明会等において受験対象者となる高校生や保護者に対して説明する機会を設け、世間に広く周知している他、「建学の精神」については、構内の主要な場所及び校舎内の教室に掲示し、学生や来学者へ啓発している。

上記のとおり、本学では様々な機会を通して建学の精神、使命・目的について説明する機会を設け、学内外への周知を図っている。

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の「建学の精神」に基づいた使命・目的及び教育目的を達成するため、本学は、都築育英学園本部の指導の下、毎年中期計画の本学計画分をそれまでの教授会や各委員会での検討結果や将来予測、決定事項を踏まえて各部等で見直し、事務長が取りまとめて計画案を策定し、学科長、副学長、学長の指導を受けて学園本部に提出、学園が全体としての整合性及び統一を図り評議員会を経て理事会で決定している。

現在の中期計画（令和4年度～令和8年度）には、「建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の将来像」、「教学改革計画」、「学生募集対策及び学納金計画」について具体化している。

特に、「教学改革計画」の中では、本学の特徴（強み弱み・環境分析）を明らかにするとともに、カリキュラム改革やキャリア支援についても方向性を具体的に示している。

この中期計画に基づき毎年事業計画を策定し、業務の改善を図るとともに着実な事業や施策の実行に繋げている。

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の「三つのポリシー」については、自己評価委員会を中心に、建学の精神、使命・目的及び教育目的等を反映した内容となっているか、見直しを行うことになっている。平成22（2010）年には「養護教諭二種免許状」の教職課程、また、令和4（2022）年には「小学校教諭二種免許状」の教職課程が加わったことも踏まえ、令和2（2020）年に中央教育審議会大学分科会大学教育部会が定めた「教学マネジメント指針」に基づき、この指針に沿って三つのポリシーを自己評価委員会で見直し、教授会の意見を聴いて学長が決定し、理事会で承認を受け、令和4年（2022）年度末に完成した。保育者養成校として、本学のディプロマ・ポリシーが、文部科学省や福岡近隣県における教員養成指標が求める

保育者・教育者の基本的資質を反映したものになっているか、養成校段階での到達目標として妥当であるか確認し、あわせて、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについても、ディプロマ・ポリシーとの整合性を図り、見直しを行った。

さらに、「養護教諭二種免許状」又は「小学校教諭二種免許状」取得を希望する学生に対して、それぞれの教職課程に関する学生が目指す姿・到達目標を別に作成することにし、該当学生へ履修カルテ等で周知した。

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命及び目的は、「学則」第1条に示しているが、教育研究上の基本組織については、保育者養成校としての使命を全うするため、大学の理念・目的に合致した「こども教育学科」のみ設置している【図1-2-1】。

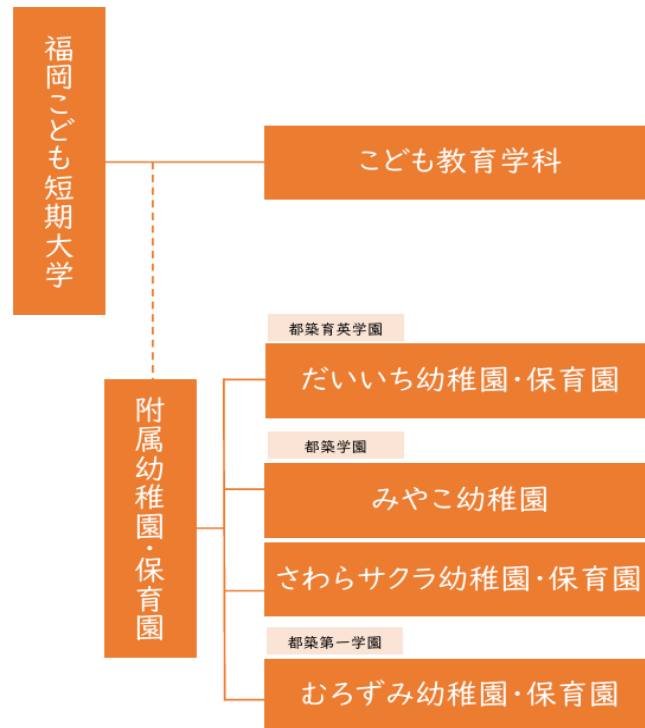


図 1-2-1 福岡こども短期大学教育研究組織図

既述のとおり、時代の変化に応じて教学内容を充実させてきた経緯があるが、本学の使命・目的は堅持しつつ、建学の精神に基づいた保育者養成を前提として教育研究組織を整備している。教育研究組織の構成との整合性については、今年度に策定した、アセスメント・ポリシーに従ってアセスメント指標による検証を行うことを開始した。

また、大学全体に関わる附属施設として「だいいち幼稚園・保育園」、「むろずみ幼稚園・保育園」、「みやこ幼稚園」、「さわらサクラ幼稚園・保育園」を附属園として設置している。これら附属園とは、本学の教育課程（授業や実習）や公開講座を通じて連携を図っており、乳幼児との交流を目的とした実践的な学習の場となっている。

さらに、附属園においては、本学の教員が園長及び園長代理を務める他、様々な教員が附属園に赴いて教育研究の教授を行い、現職教育に貢献している。具体的には、年間を通して「ジョイキッズ」を計画的に開催し、地域の未就園児を対象とした子育て支援を行っている。

### **(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）**

今後も社会の変化やニーズに対応するため、自己評価委員会を中心に定期的に三つのポリシー及び中期計画の見直しを行い、本学に課せられた使命・目的及び教育目的を達成できるよう、更なる教育研究活動の充実に取り組んでいく。

### **【基準 1 の自己評価】**

本学は、建学の精神に基づき、使命・目的及び教育目標を具体的かつ明確に「学則」に定め、これら使命・目的及び教育目標を、中期計画及び三つのポリシーに反映するよう努めている。

同時に、社会の変化を使命・目的及び教育目的に組織的に反映する体制をとっており、柔軟に対応している。教職員及び役員ともに関与・参加しながら、教育研究組織と支援体制が組織的に構成されている。

本学の保育者養成校としての使命及び幼児教育に関する教育研究の基本的姿勢は明確な文章によって表現され、学内外への周知も適切に行われていることから、基準 1 は満たしていると判断する。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

本学では、保育者養成校として、本学の教育目的及びディプロマ・ポリシーに示された保育者の姿に到達できるようにカリキュラム・ポリシーを策定している。同時に、アドミSSION・ポリシーについても、教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を履修できる資質能力・意欲を持った入学者を選抜できるよう入学者受け入れの方針を策定している【表 2-1-1】。

表 2-1-1 福岡こども短期大学 アドミSSION・ポリシー

#### アドミSSION・ポリシー（入学者受入れの方針）

福岡こども短期大学では、以下に示す意欲や姿勢を持った人の入学を期待しています。

1. 保育・教育の専門家を目指す中で、自分自身の個性を伸ばそうとする意志を持っている人
2. こどもの個性を大切にしようとする姿勢を持っている人
3. 他者を思いやり、協力しようとする姿勢を持っている人

アドミSSION・ポリシーも、大学案内及び学生募集要項に記載し、受験生並びに保護者に周知するとともに、本学ホームページにおいてもその内容を広く社会に周知している。また、オープンキャンパス等の際にも説明の上、周知を図っている。

入学後には、他の二つのポリシーとともに「学生要覧」等に掲載し、在学生及び教職員への周知を図っている。

#### 2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミSSION・ポリシーに基づき、多様な能力を持った学生の確保を目的として、学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜、特別選抜を実施している。入学者選抜については、「福岡こども短期大学入学者選考規程」に従って入試広報委員会及び選考委員会によって選抜した結果を教授会の意見を聴いて学長が入学を許可している。令和 4（2022）年度は、次のとおり選抜試験を行った【表 2-1-2】。

学校推薦型選抜は、指定校推薦選抜、一般推薦選抜の入試区分からなり、「面接」、「保

育ノート」、「口頭試問」及び「調査書」による総合判定で選考を行う。「面接」では、高等学校での学習や部活動、ボランティア活動等を通して身に付けた知識、表現力及び学習意欲を多面的・総合的に判定している。また、「口頭試問」では、保育に関する諸問題等について質問し、面接試験においても学力の三要素の観点から受験生の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定している。

総合型選抜は、高等学校での様々な活動を始め、学校外の活動（ボランティア等）を総合的に評価し、それを文章及び「面談」で判定している。また、実技として歌唱を取り入れ、面談においても学力の三要素の観点から受験生の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定している。

特別選抜は、社会人選抜、外国人留学生選抜及び帰国子女選抜の入試区分からなる。

いずれの入学選抜においても「福岡こども短期大学入学選考規程」に基づいて、公平、公正かつ適切に実施している。入試問題の作成については、規程に基づき、入学試験出題部会を設置の上、問題を作成している。特に、すべての入試区分に必須となる「保育ノート」は、本学のアドミッション・ポリシーに即して入試委員会が作成し、予め設定したルーブリックに基づき評価・判定している。さらに、可否判定は入試広報室事務職員が判定資料を作成し、入試広報委員会で審議し、教授会の意見を聴いて学長が決定している。

令和2（2020）年、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会情勢を鑑み、これ以降は選抜試験をオンラインで受験できる体制を整備し、当日の体調不良等の理由で受験できなかった受験生に対して別日程での受験を可能とする方策をとった。他にも、本学の学生募集要項及び大学のホームページ等には、受験及び修学上の特別配慮について「身体に障害のある入学志願者の受験に当たっては、特定入試会場の設置等の配慮をするので、出願時に申し出てください」と記載している。希望があれば、配慮事項等について所定の書類の提出を求め、提出された書類を基に入試広報課において入学希望者本人及び保護者、高等学校教員との打合せを行い、本学における対応について関係事務部門等の確認を経たうえで、入試委員会及び選考委員会において審議し、適切な受験が可能となるよう十分に配慮している。

以上のとおり、本学では、学科の教育目標及びアドミッション・ポリシーに従って保育者としての専門性に適合した入学者を確保できるように選抜制度を整えており、多様な視点から選抜が行えるよう努めている。また、入学後に新入生を対象としたアンケートを実施し、検証をしている。

表 2-1-2 令和5（2023）年度の入試制度

| 選抜区分    | 入試区分  | 内 容  |                                                                                                                                                     |
|---------|-------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校推薦型選抜 | 指定校推薦 | 出願資格 | <input type="checkbox"/> 令和5(2023)年3月高等学校卒業見込みの者<br><input type="checkbox"/> 本学より指定された高等学校校長の推薦を受けた者<br><input type="checkbox"/> 専願者に限る             |
|         |       | 入試方法 | <input type="checkbox"/> 保育ノート <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 口頭試問(保育ノートの内容に基づく)<br><input type="checkbox"/> 調査書及び入試区分に応じた推薦書 |
|         | 一般推薦  | 出願資格 | <input type="checkbox"/> 令和3(2021)年3月以降高等学校を卒業した者及び令和5(2023)年3月高等学校卒業見込みの者<br><input type="checkbox"/> 出身高等学校校長の推薦を受けた者                             |

福岡こども短期大学

|       |                  |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |                  | 入試方法 | 指定校推薦に同じ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 一般選抜  | 一般選抜<br>(1期・2期)  | 出願資格 | <input type="checkbox"/> 高等学校を卒業した者及び令和 5(2023) 年 3 月卒業見込みの者<br><input type="checkbox"/> 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者及び令和 5(2023) 年 3 月修了見込みの者<br><input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者及び令和 5(2023) 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|       |                  | 入試方法 | <input type="checkbox"/> 保育ノート <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 論作文 <input type="checkbox"/> 調査書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 総合型選抜 | 総合型選抜<br>(前期・後期) | 出願資格 | <input type="checkbox"/> 高等学校を卒業した者及び令和 5(2023) 年 3 月卒業見込みの者<br><input type="checkbox"/> 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者及び令和 5(2023) 年 3 月修了見込みの者<br><input type="checkbox"/> 学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者及び令和 5(2023) 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者<br><input type="checkbox"/> 専願者に限る                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|       |                  | 入試方法 | <input type="checkbox"/> 保育ノート <input type="checkbox"/> 「こどもの歌」・・・1 曲選択 1 番のみ歌唱<br>(手のひらを太陽に、大きな古時計、森のくまさん、1 年生になったら、思い出のアルバム)<br><input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 調査書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 特別選抜  | 社会人              | 出願資格 | 令和 5(2023) 年 3 月 31 日までに 3 年以上社会人として経過した者で次の各号のいずれかに該当する者<br><input type="checkbox"/> 高等学校を卒業した者<br><input type="checkbox"/> 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者<br><input type="checkbox"/> 外国において、学校教育における 12 年の学校教育を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者<br><input type="checkbox"/> 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者<br><input type="checkbox"/> 文部科学大臣の指定した者<br><input type="checkbox"/> 高等学校卒業程度認定試験規則(旧大学入学資格検定規定)により、文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)に合格した者<br><input type="checkbox"/> その他大学において、相当年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者 |
|       |                  | 入試方法 | 総合型選抜に準拠して実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|       | 帰国子女             | 出願資格 | 日本国籍を有し、保護者の海外在留に伴い、外国に居住して正規の学校教育を受け、次の各号のいずれかに該当する者<br><input type="checkbox"/> 外国において、外国の教育制度にもとづく高等学校に 2 年以上継続して在学し、出願時に通常の 12 年の学校教育の課程を修了見込みの者、もしくは、修了 1 年未満の者<br><input type="checkbox"/> 外国において、通算 6 年以上にわたり学校教育を受け、帰国後日本の高等学校に入学し、出願時に高等学校を卒業見込みの者。ただし、日本の高等学校の在籍期間が、原則として 1 年 6 ヶ月未満の者<br><input type="checkbox"/> 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了又は修了見込みの者                                                                                                                                                                                     |
|       |                  | 入試方法 | 総合型選抜に準拠して実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|       | 外国人留学生           | 出願資格 | 外国の国籍を有し、次の各号のいずれかに該当し、本学での授業に支障のない程度の日本語能力を有する者(日本語検定 2 級を目安とする)<br><input type="checkbox"/> 外国において、日本における 12 年間の学校教育に相当する教育課程を修了した者<br><input type="checkbox"/> 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者<br><input type="checkbox"/> 外国において実施される大学入学資格検定に合格した者<br><input type="checkbox"/> 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者で、指定の教育施設において日本の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了した者<br><input type="checkbox"/> 本学において、高等学校や大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者                                                                                                                              |
|       |                  | 入試方法 | 総合型選抜に準拠して実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

**2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

本学は、「こども教育学科」の単学科で構成している。過去4年間の入学者の状況は、表 2-1-3 に示すとおりである。

表 2-1-3 過去4年間の入学者の状況

| 学科名         | 項 目                             | 令和元年度 | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度 |
|-------------|---------------------------------|-------|--------|--------|-------|
| こども教育<br>学科 | 志願者数                            | 210   | 200    | 171    | 171   |
|             | 合格者数                            | 209   | 199    | 171    | 171   |
|             | 入学者数 (A)                        | 207   | 195    | 169    | 165   |
|             | 入学定員 (B)                        | 300   | 300    | 300    | 300   |
|             | 入学定員充足率 (A/B)                   | 69.0% | 65.00% | 56.30% | 55%   |
|             | 在籍学生数 (C)                       | 420   | 388    | 362    | 325   |
|             | 収容定員 (D)                        | 600   | 600    | 600    | 600   |
|             | 収容定員充足率 (C/D)                   | 70.0% | 64.7%  | 60.3%  | 54.2% |
|             | ※小数点以下は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載 |       |        |        |       |

過去4年の入学定員充足の状況は、入学定員に達してはいないものの、令和4年度は、令和2年度よりは減少しているが、ほぼ3年度の入学者数を保ち、下げ止まった。引き続き高校訪問、オープンキャンパス、SNSを重視した募集広報活動を組織的に展開し入学定員の確保に努める。

**(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）**

本学において、入学定員の確保は、質の高い保育者の養成・輩出を目的とする社会的使命と並ぶ、重要命題のひとつである。入学定員の確保については、学内の協力体制と情報共有による一体的な学生募集・広報活動の推進を図るため、福岡こども短期大学教授会並びに運営委員会のもとに入試広報委員会を設置し、広報戦略について年間計画を策定している。学生募集のツールとしては、オープンキャンパスやSNSなどを用いて本学教育活動の周知を図っている。また、アドミッション・ポリシーや教育活動及び学校生活状況をオープンキャンパス、や、出前授業、高校訪問、大学見学、進学相談会、SNSにおいても積極的に活用することで、高校生に一層の周知を図り、入学定員管理を考慮しながら志願者の増加に努めている。受験雑誌等の様々な媒体を活用した広報活動については、受験生からの資料請求数だけでなく、年度・学年ごとに、オープンキャンパスの参加状況や受験状況などを追跡調査し、その有効性について精査し、効果的な媒体による広報活動を展開する。これらの広報活動より、受験生、保護者及び高等学校関係者における本学への理

解を深め、最終的に志願者の増加、合格者の歩留まり率の向上を図り、入学定員の確保に結び付くよう取り組む。更に、中期的な視点に立ち、将来的な入学定員の変更に関する検討を含めた適正な定員管理に努める。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の運営は、教授会のもとに運営委員会並びに専門委員会組織を置き、この専門委員会を中心に実施されている【図 2-2-1】。

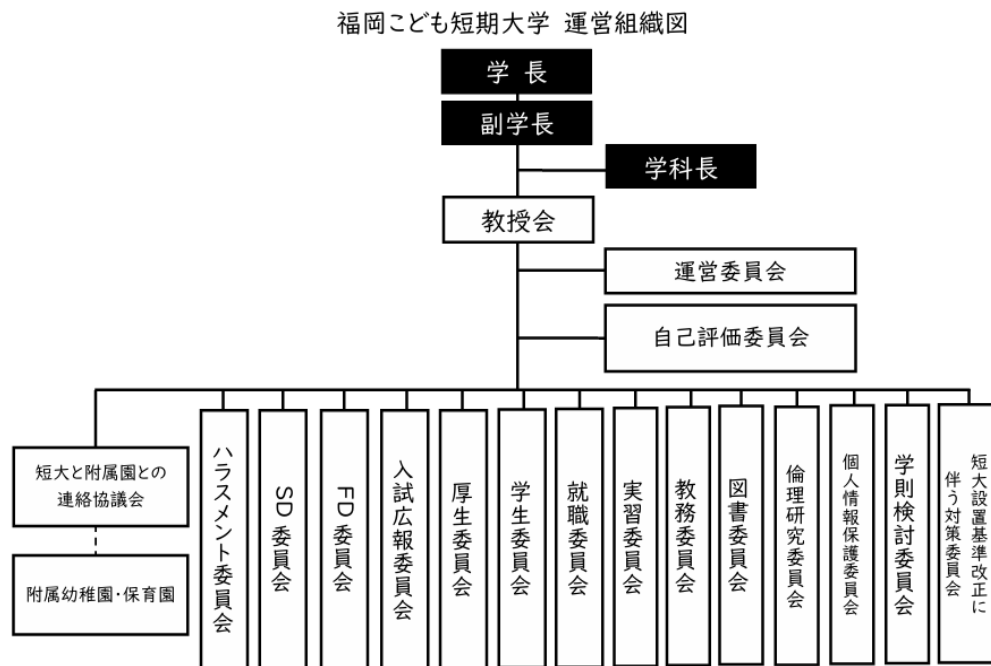


図 2-2-1 福岡こども短期大学 運営組織図

各委員会のメンバーは、教員と職員の双方によって構成されているため、学修支援を実施するための具体的な方針や計画についても、それぞれの目的に合わせた委員会において作成し、教員と職員が協働して実施する体制となっている。中でも、各委員会の長で組織される「運営委員会」においては、教授会の諮問機関として設置されており、各委員会で検討された学修支援の方針や計画を最終的に審議・決定する委員会として機能している。また週に一度、教職員連絡会を開催し、全教員と全職員が一同に会し、各委員会内におけ

る決定事項や所轄業務について説明を加えて周知を図り、教員と職員が協働して学生一人ひとりを支えることのできる組織的な体制を整備している。

一方、本学では「ふるさとアドバイザー」を設け、該当地域の学生の学修をはじめ学校生活全般にわたる相談等に個別に対応できる体制を整えている。「ふるさとアドバイザー」は、該当地域との関係を持ちながら、入学前のオープンキャンパスから卒業後の就職先までを一貫して指導・支援しており、より学生と密にコミュニケーションを図ることができる本学独自の制度である。

「ふるさとアドバイザー」は福岡を中心に九州・沖縄・山口以東までそれぞれに配置しているが、担当エリアの高校には教員が自ら足を運び、本学の特長や保育の魅力を説明したり、時には進路授業の講師を務めたりして入学定員を充足させるよう努め、特に、学生が在籍していた高校とは訪問を重ねながら本学との信頼関係を構築している。

入学後には、免許資格取得に関わる各種実習や就職において、担当エリアの保育所・幼稚園・こども園並びに社会福祉施設、小・中学校等、地域の教育・福祉関係機関と連携をはかり、実習先や就職先を訪問したりして学生の学びを保障しながら、本人が望む進路選択ができるよう支援している。

本学は、「こども教育学科」のみの単学科大学であることから、平素から学生と教職員の距離の近さが特徴であり、日常的に学生からの質問や困った時の支援等、「ふるさとアドバイザー」が窓口となって学生に寄り添った支援を行っている。学生は何らかの支援が必要と感じた場合は、まず「ふるさとアドバイザー」に相談することになっており、「ふるさとアドバイザー」は、関係する教職員や委員会及び課と連携してその内容について共通理解を図り、双方で支援する体制をとっている。また、入学前のオープンキャンパスでは、進学相談時に保護者も同席することが多く、入学後には、保護者とも必要に応じて連携を図り、毎年8月には三者懇談を開催して、学生の学修状況を的確かつ多角的に捉えるよう努めている。

その他、支援内容によっては、保健室での相談や教務課、教育実習課、学生課、厚生課、キャリアサポート、庶務課、図書館などの窓口における問い合わせなど、直接受ける場合もあり、教員と職員が協働して多様な学修支援ができるように支援体制を整備している。

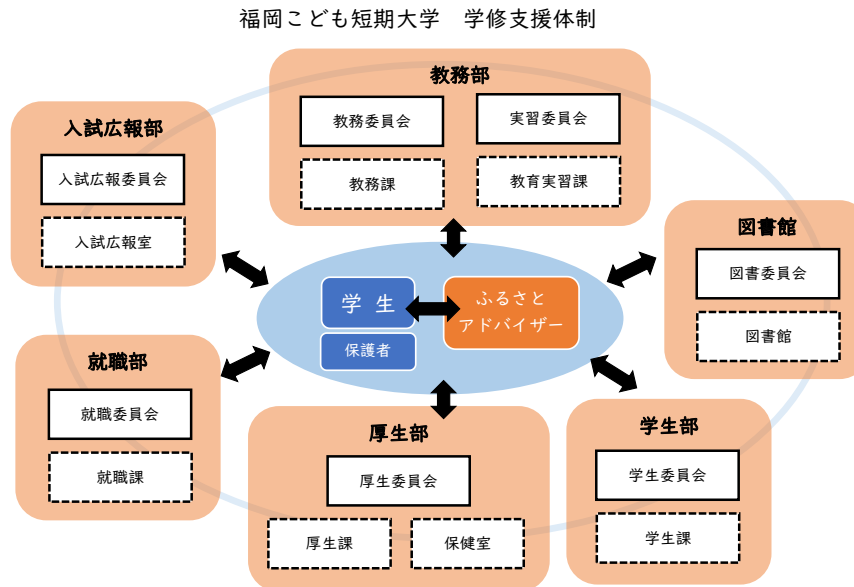


図 2-2-1 福岡こども短期大学 学修支援体制図

## 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学には教員の教育活動を支援するための TA (Teaching Assistant) を配置していないが、教員同士で連携をとり、資質向上を図りながら、お互いに教育活動を支援している。

また、各課窓口においては、教員と職員が協働して学修支援ができるように努めており、特に、入学時及び進学時においては、多様な支援や配慮を行っている。

教務課においては、教務部長が統括し、教務課の職員が学生の質問に対応しており、「Campus Plan Web Service」や Microsoft 365 Teams の使い方についてサポートを行ったり、授業開始時に教室準備や必要に応じて座席表の掲示などを行ったりして、学生と教員がスムーズに授業を開始できるよう努めている。授業終了時の「授業評価アンケート」を Microsoft 365 Forms で行う場合、教務課職員は、所定の時期に合わせて学生へリンクを送付し、その結果を集計した後、担当教員へ授業改善案の記入を依頼している。教員は、そのアンケート結果を基に、授業改善策を検討し、教務課へ提出する。その後、教務委員会において、教務課職員が分野ごとに整理した授業評価結果や改善案をもとに諮れるように準備している。

学生課においては、学生部長が統括し、学生課職員が通学に関する支援（定期券発行や自動車通学）や在学証明書等の発行、ロッカーの貸出など、個人の要望に合わせて対応している。

厚生課においては、厚生部長が統括し、厚生課職員が日本学生支援機構や県別の保育士修学資金等の各種奨学金の手続きの他、学生寮についても支援をしており、特に、寮生に対しては、よりよい寮生活が送れるように、相談窓口としても機能している。

このように、本学には TA を配置していないが、教員と職員が協働して多様な学修支援ができるように努めている。

## 1) 障がいのある学生への支援

障がいのある学生の支援は、「合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～」(独立行政法人 日本学生支援機構 平成 30 年 3 月)に示されている事項を基に、本学における「障がいのある学生の修学支援に関するガイドライン」(平成 31 年 4 月施行)を定め、障がいのある学生への支援を行っている。

修学支援窓口は、「保健室」とし、担当者は、入学手続き時及び進級時の「健康調査」実施及び「修学支援申込書」の周知、入学手続き時及び進級時に全学生を対象として「健康調査」を実施して希望者の把握に努めている。あわせて、入学時及び進級時のオリエンテーション時には、修学支援についても説明の上、「修学支援申込書」について周知し、修学支援を希望する学生に対して提出を求めている。

修学支援における配慮内容の決定については、担当者が学生本人の事情及び希望・意向を確認した上で、学科長の主宰する「修学支援会議」において、該当の関係教職員が必要と認めた場合に合理的配慮についての所見を「合理的配慮確認書」にまとめ、当該学生と合意形成を経て決定することになっている。また、学生部長は、「合理的配慮確認書」に記載された内容を運営委員会に報告し、合理的配慮確認書に該当する各部長から所轄する当該学生が所属するコースの教職員に周知の上、実施するようにしている。さらに、本学における情報公開としてガイドラインに基づいたリーフレットをホームページ上に公開することとしている。

なお、令和 4 (2022) 年度において、合理的配慮を必要としたケースは、発達障がい、精神障がい、知的障がいであった。

## 2) 学修に関する支援

本学では、学生が学修を円滑に進めるために、教員と職員が連携して入学時及び進級時にオリエンテーションを実施している。

本学のカリキュラム・ポリシーに従って保育者養成校としての幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の他、養護教諭二種免許状並びに小学校教諭二種免許状取得に必要な単位数を示した教育課程を説明の上、履修指導においては、選択科目についても補足し、学生へ履修に関する必要事項について周知徹底するとともに、学生自身が学校生活や学修内容の見通しをもって取り組むことができるように努めている。あわせて、学内に Microsoft 365 を導入し、日常的な伝達ツールやオンライン授業時に活用している。

新入生オリエンテーションにおいては、入学式前に 5 日間の日程で実施している。オリエンテーションの内容は、教務課関連として履修、授業、試験、単位、成績、卒業要件、免許状及び資格取得等について説明を行っている。その際、全学生へメールアドレスを付与して Microsoft 365 Outlook を利用した連絡ができるように、さらに、Microsoft 365 Teams による教職員とのチャット等の使用ができるようにしている。感染症罹患時や自然災害時の欠席への対応についても説明を加え、非常時には Microsoft 365 Teams によるオンライン授業への参加方法について説明を行っている。生活困窮学生から教務課に教科書等の購入に関して相談があった場合は、教科書等の購入ができる状態になるまで、教務課や図書館に保有している教科書の貸出を行い、授業を開始することができるよう支援している。学生課関連としては、学校施設紹介をはじめ、フレンドシップセミナー、幼

児教育研究会等について説明を行っている。短大生活を始める新入生が仲間づくりをするきっかけになるように、「フレンドシップセミナー」を実施し、教員と職員で支援をしている。また、オリエンテーションにおいて、それぞれの学生が何でも相談できる、「ふるさとアドバイザー」を紹介し、出来るだけ早く支援に繋げていけるようにしている。厚生課関連として奨学金及び保育士修学資金等に関すること、並びに寮生活について、図書館関連として図書館利用について説明を行っている。

2年生オリエンテーションにおいては、2年開講前に進級時のオリエンテーションを実施し、教務課関連の履修指導においては選択科目の説明を行い、履修科目の履修状況の自己管理を行い、資格取得に向けた学修の見通しを持ってスタートできるように支援している。1年次の取得単位数が少なく、あと1年間では免許状や資格を取得することが困難と思われる学生については、「ふるさとアドバイザー」から保護者にも連絡を入れ、必要に応じて三者懇談会を行い、履修登録を進めている。また、学生課関連として幼児教育研究会活動に関する「リーダーズ研修会」を開催し、今後の本学学生による公開講座等について話し合う場を設けている。より適切な学生生活を送ることや就職に向けての取り組み等について各担当部長から説明を行い、「ふるさとアドバイザー」からの支援に繋げている。

本学では、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格に併せて養護教諭二種免許状又は（今年度より）小学校教諭二種免許状の取得を目指す学生が多く、それぞれの免許状及び資格を取得するためには、教育実習や保育実習が必須である。実習委員会では、学生一人ひとりの実習がスムーズに行えるように支援を行っている。実習事前事後指導の科目及び教育実習、保育実習を担当する教員は、この実習委員会のメンバーであり、教務課職員や「ふるさとアドバイザー」とも連携を取りながら、学生の支援にあたっている。また、それぞれの実習期間中には、「ふるさとアドバイザー」が、実習先を訪問し、実習先の指導者と面談を行い、そこで得られた情報を活用して教育内容の充実や実習の改善に役立てている。本学学生の約半数が福岡県以外の出身者を占めているが、可能な限り、ほぼ全ての実習先を巡回するように努め、学生にも直接、助言や励まし等を行っている。

### 3) 履修科目についての相談（オフィスアワー）

学生自身が履修している科目に関する質問や相談については、シラバスに記載されているオフィスアワーの時間を利用して担当教員と直接行うことができる。また、オフィスアワーに限らず、担当教員が在席している時は随時相談をすることができるようにしている他、Microsoft 365 Teams のチャットや Microsoft 365 Outlook メールでも相談に応じている。非常勤教員に対しては、時間外であれば教務課職員から連絡を取って回答することもできるが、直接連絡を取りたい場合は、Microsoft 365 Teams のチャットや Microsoft 365 Outlook メールなどで対応している。

### 4) 入学前教育

本学の入学が決定した学生に対し、入学前教育として、全学生に保育者に必要なピアノの練習ができるように、演奏動画付きの楽譜を送付している。

また、今年度より、養護教諭二種免許状の取得を目指す学生に対しては、人体の臓器や

機能について予習しておくことにより入学後の専門的知識の理解を促進することを目的として、事前に「看護学事前学習プリント」を送付している。

#### 5) 中途退学・休学者及び留年者への対応

本学では、例年、入学時に学生間の親睦を図ることを目的として、新入生を対象とした「フレンドシップセミナー」を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3(2021)に続き令和4(2022)年度は日帰りで実施することにした。今年は、教職員で本学がある太宰府市内の藤原道真公とゆかりのある神社や太宰府天満宮、政庁跡などの史跡巡りを楽しめるコースを設定し、新入生が仲間同士で交流を図りながら、大学周辺のことを知ることを目的としてウォークラリーを行った。当日は、全新入生がこのコースをグループ別に散策して、要所に配置された教職員がルート確認をするとともに新入生への声かけや体調確認等を行い、無事に終了した。終了後は、昼食を配布してグループやクラス等のメンバーで摂ることを設定し、友人関係をさらに深める時間とした。この「フレンドシップセミナー」をきっかけに円滑な学校生活へ移行させるとともに、退学防止の一助としている。

また、退学者、休学者、留年者の対応については、中途退学や休学・留年につながらないよう、「ふるさとアドバイザー」をはじめ学生委員会及び学生課が中心となって日常的かつ組織的に学生支援を行っている。教員は、Microsoft 365 Forms を通じて「担当科目の中で欠席回数が多い学生」及び「学生とかかわる中で気になる学生」を各授業担当者が報告するようにしており、学生委員会及び学生課が長期欠席等を早期に把握し、該当の「ふるさとアドバイザー」等による面談につなげ、教職員連絡会において教員全体に周知し、退学を防止するシステムを構築している。学生委員会及び学生課において把握・確認された該当学生については、必要に応じて学生部長及び「ふるさとアドバイザー」、関係教職員並びに保護者を交え、複数回にわたり学業継続への面談を重ね、退学防止につなげている。

さらに、退学を申し出てきた学生については、必要に応じ休学制度についても説明を行った上で慎重に判断するよう支援している。本学独自の「ふるさとアドバイザー」を中心に学生及び保護者と学内の関係組織との連携により、学生一人ひとりの意思を尊重しながら方向性を見失うことなく支援していくことが、退学・休学・留年をより減少させていく一助となっている。

なお、過去3年間の中途退学者(率)は、令和2(2020)年度が7名(1年生3名・2年生4名 1.8%)、令和3(2021)年度が14人(1年生10人・2年生4人 3.9%)、令和4(2022)年度が6人(1年生6人)(1.8%)と推移している。

退学問題に対しては、学生委員会の中において「退学防止委員会」ワーキング・グループを立ち上げ、詳細な分析と対策を必要に応じて議論している。今年度の退学者の退学理由について分析したところ、進路変更と一身上の都合に集約されることが見出された。令和3(2021)年度に続いて進路変更と一身上の都合を理由とする退学者が多くみられたことから、教務・実習委員会及び教務課・教育実習課とあわせて協議し、令和5年度から入学者を対象とした「発見しよう! こどもってこんなにおもしろい」という、本学附属園における観察実習を実施することを計画している。これにより、こどもたちとのふれあい

や保育者の仕事の体験、また、幼児教育の意義や意味を再認識するとともに、保育者養成校における短期大学の学修を、早い段階でイメージすることへの一助となるのではないかと考えている。

学生委員会において退学希望者の人数及び理由を前期終了前に比較分析したところ、令和4年度については、退学者数が減少していた。新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴って行われていたオンライン授業が引き続き行われていることが、退学防止につながっているのではないかという意見も出された。そうすると、「登学が当たり前」の学生生活に戻った際、学校生活へのイメージがつかめないのではないかと危惧していた。そのため、前期開始の早い段階から欠席が目立つ学生の洗い出し、その結果を学生に関係する教職員間で共有することとしている。また、「ふるさとアドバイザー」を中心に面談等の対応することとし、授業や研究会活動において接している学生の中で、何かしら「気になる学生」についても、教職員連絡会において教職員間で共有をはかり、見守りの体制を整えることとし、「ふるさとアドバイザー」による必要に応じた面談や、保護者を交えた三者懇談会の実施等、退学防止の対応の強化をはかる体制を改めて整える必要があると考えられる。

学生生活の変化に対応しきれていない学生がいることも想定し、学生生活等について考える時間を設けることとする。また、障がいのある学生の修学支援についても、この機会に再度周知し、支援が必要な学生へのより強固なサポートを実施できる体制の強化を図ることを目的としている。それと同時に、相談体制の強化だけではなく、学生主体の行事等をさらに充実させ、退学防止に努めるものとする。

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、各専門委員会を中心に教員と職員が協働して学修支援を実施する組織的な体制を整えており、委員会間においても、教員及び職員が協力して実施できていることから、今後もこの組織的な体制を維持していく。あわせて、本学独自の「ふるさとアドバイザー」によって、学生の入学から卒業までの学校生活及び修学（授業、実習）並びに就職等、個に応じた支援を行っていく。今後も「ふるさとアドバイザー」が学内の関係組織及び教職員と連携を取りながら、支援の必要な学生の早期発見・早期対応できるよう学内外の支援体制の整備に努める。

また、本学は保育者養成校として、ほぼ全員が各種教員免許状及び保育士資格等の取得を目指しており、学生の希望する進路に進めるように適切に支援している。まれに、進路変更を考える学生が退学につながるケースもあるため、「ふるさとアドバイザー」及び教務課並びに学生課が連携して、できるだけ早く、学生の出席状況や学修状況を把握していく必要がある。そのため、授業担当教員は、授業実施日に出席カードを教務課に提出するとともに、「担当科目の中で欠席回数が多い学生」及び「学生とかかわる中で気になる学生」を Microsoft 365 Forms で報告して全教員へ共有している。その内容を「ふるさとアドバイザー」が早期に把握し、適切な時期に学生との面談を実施する、という退学を防止するための試みを続けており、今後も、さらに組織的な学修支援体制を効果的に機能させていく。

## 2-3 キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己点検）

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、社会的・職業的自立に関する支援について、委員会組織として就職委員を含む「ふるさとアドバイザー」が担当地区の学生への就職情報の提供及び進路相談のサポートを行っている。卒業と同時に、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、併せて養護教諭二種免許状もしくは、令和4年（2022）年度より、小学校教諭二種免許状が取得できるようカリキュラムを編成している。令和4（2022）年度の就職希望者から、保育士・幼稚園教諭の免許・資格を活かして、幼稚園、認定こども園、保育園、施設等に136名（93.2%）の学生が就職している。

本学での就職支援は、就職課（キャリアサポート）に相談窓口を常設し、就職に関する情報提供や手続き等を支援している。さらに学生が本学ホームページ内の在学生掲示板より求人票を閲覧できるようにしており、図書館には就職試験対策コーナーを設置し、教員採用試験対策の書籍を自由に利用できるようにして就職支援にあたっている。

#### 1) 教育課程内支援

例年、就職委員会及び就職課（キャリアサポート）を中心として関係の教職員が協働して「就職のしおり」を作成し、また、就職準備から内定後までの全7回の就職ガイダンスを2年間の中で系統的に計画・実施して支援を行っている。ガイダンスの内容は、「就職活動及び就職に際しての心構え」に始まり、「外部講師による履歴書作成講座」、「就職試験の手続き」・「進路希望調査」・「外部講師による面接対策講座」・「内定後の手続き」・「就職内定者心得」等、学生が就職に向け、段階的に準備を進められるよう促している。

これと同時に、「ふるさとアドバイザー」が、担当地区の学生に対して個別の就職支援を行っている。具体的な就職支援内容としては、担当学生の就職相談から、就職試験対策、内定後の研修相談、就職後の訪問に至るまで、「ふるさとアドバイザー」が個別に相談に応じている。

また、養護教諭及び小学校教諭志望学生を対象に、「教員採用試験対策講座」として各教育課程の担当教員が1年次後期より個別に指導、支援している。

進学支援については、毎年、数名ではあるが専門性を深めるために四年制大学への編入学や専攻科・専門学校への進学を希望する学生がいる。令和4（2022）年度の卒業生から4名が進学している。学生への情報提供は「ふるさとアドバイザー」や各専門分野の教員が進学相談に応じている。

#### 2) 教育課程外支援

教育課程外の支援としては、例年8月には三者懇談（オンライン・対面）を開催して、保護者及び学生と「ふるさとアドバイザー」の三者で学校生活や就職に向けた意思疎

通を図り、就職が円滑に進むよう配慮している。

また、就職課（キャリアサポート）より、福岡県・市をはじめとする九州各地の就職フェアや各市町村就職合同説明会などの開催について、就職情報をホームページや学内の就職課の掲示板に掲示し提供するなどの支援を行っている。具体的に、就職委員会の教職員は、学生と情報を Microsoft365 Teams にて共有し参加を促すとともに、就職フェアなどの引率を行い、参加学生に対してアドバイスを行う等、「ふるさとアドバイザー」と協働し就職支援を行っている。さらに、就職が決定した学生の就職先を就職課（キャリアサポート）の掲示板で地区、種別ごと掲示している。

さらに、本学では、インターンシップに匹敵する取り組みとして、学生が就職を希望する幼稚園・保育所等へ自主実習やボランティア活動、アルバイト等に参加するための支援を行っている。長期休暇を利用した保育所・社会福祉施設等への自主実習は、現場で積極的にこどもと関わることのできる主体的なキャリア教育と捉え、本学はこのような活動への参加を促し、支援を行っている。

### 3) 就職活動調査

令和 5（2023）年 3 月に卒業する 2 年生（21 年次生）を対象として、「就職活動調査」を行った。この調査結果については、今後のキャリア支援改善に役立てるとともに、在学生へも進路活動の参考資料として掲示している。進路に関する相談は、教員が地区別に学生を担当し、入学から学生生活、実習、就職活動、進学活動までをサポートする「ふるさとアドバイザー」が主に担当している。進路に関して、「ふるさとアドバイザー」への相談が多いことが確認できた。

また、「求人票掲示一覧」及び「自主見学や自主実習への参加」は、次のとおりの結果となっている。

「求人票掲示一覧」については、本学ホームページ在学生掲示板を利用することで、学生自身は求人票掲示一覧を見る機会をもちやすくなっていることが確認できる。

「自主見学や自主実習への参加」については、就職課（キャリアサポート）と「ふるさとアドバイザー」の協働による支援が確認できた。

さらに、卒業時に実施している「【卒業時】学生アンケート」から就職に関する項目「入学時に考えていた卒業後の進路」と「実際の進路はどれにあてはまりますか」の結果ではアンケートに回答した学生の 92.2%が免許・資格を活かした就職先（保育士、幼稚園教諭、福祉施設職員等）に決定している。

以上、学生の進路決定満足度の高い結果として、「ふるさとアドバイザー」が本学のキャリア支援の中心的役割であることが確かめられた。

### 4) 就職アンケート（就職先）

令和 4 年 3 月の卒業生（20 年次生）を対象として「就職アンケート（就職先）」を実施した。これは、入職後、約 1 年を経過した卒業生の様子について、アンケート結果を通じて検証することを目的として実施しているものである。その結果、先輩の意見、指導を素直に聞ける。言葉遣いや身だしなみも清潔に整えている。ピアノの練習を一生懸命している等の意見もみられる中、求められるスキルとして保育・養護技術は不十分であるとい

う評価であることがわかった。その他、着任して1年未満であることから“発揮できる場面がない、経験を積んでいただきたい”との意見もみられた。

今後の取り組みとしては、卒業後のキャリアアップの支援も視野に入れた「公開保育セミナー」の開催や、就職先との意見交換や連携をより一層図っていき、学内での授業や支援において学生の技術習得の向上に繋げる必要がある。この調査結果については、教職員で情報を共有し、本学の教養・専門教育など、教育改善にフィードバックしている。

#### 5) リカレント教育（就職後のキャリアアップ支援）

本学では毎年夏季に、本学卒業生や附属園の教職員を対象として「公開保育セミナー」を開催している。これは、保育者のスキルアップを図ることを目的とした専門知識と技術を改めて学ぶ機会であり、リカレント教育の一端を担っているが、新型コロナウイルス感染症の流行以降、実施を見合わせている。このセミナーは公開講座としての役割も兼ねており、卒業生も含め例年、100名程度の参加があるため、次年度以降は、大学HPやダイレクトメールを通して保育所・幼稚園・こども園への参加を呼びかけて計画する予定である。

### (3) 2-3の改善・向上方策

今後も学生の社会的、職業的自立に向け、前述の取り組みを通して学生一人ひとりの希望や状況に応じた、個別又は組織的な支援の向上を図る。具体的には、学生との個別面談の実施や就職園・実習園との意見交換の機会を充実させたり、就職支援の見直しと検討を行ったりして、就職に対する学生の満足度を高められる取り組みを実施していく。

また、本学において実施されている、福岡県・市等の様々な就職説明会について、学生の就職活動が円滑に進むように就職課（キャリアサポート）が日程の調整を行い、体制を整え集約していく。

今後の取り組みとして、卒業後のキャリアアップを目的とした「公開保育セミナー」の実施を計画し、就職アンケートは、就職先と卒業生にも実施して、その結果を自己評価委員会や教務委員会にフィードバックし、卒業生の評価から学生の保育技術習得の向上に努め、本学の保育者養成の質を高めることに繋げていく。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

#### (2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生の学生生活の安定化に資するための支援組織として、学生委員会及び学生課、保健室、厚生委員会及び厚生課を整備している。この組織が主体となって様々な学

生サービス・厚生補導を行っているが、個別対応としては、「ふるさとアドバイザー」が窓口となって学生の修学及び生活全般にわたりサポートしている。

#### 1) 学生委員会及び学生課

学生委員会は、学生生活、課外活動、学校行事、学生の支援・指導、福利厚生等に関する事項を掌握し、学生サービスの向上に努めている。

令和4(2022)年度は、太宰府市共催の「七夕まつり」や「こどもフェスティバル」等の公開講座及び課外活動への送迎ならびに、フレンドシップセミナーおよび、3大公開講座等の学内行事において昼食配布等の学生支援を行った。

また、例年10月に在学生を対象に【在学時】「学生アンケート」を実施し、本学における学生生活状況やニーズの把握に努めている。

#### 2) 「ふるさとアドバイザー」

本学には、学生が安心して学修に取り組み、学生生活を過ごすことができるよう、「ふるさとアドバイザー」を配置している。「ふるさとアドバイザー」は、本学独自の取り組みの独自の取組のひとつであり、地域との関係を持ちながら、入学前のオープンキャンパス参加者の出身県や出身地区ごとに担当教員を配置し、授業担当教員等と連携を図りながら、学生の入学から卒業までを支援している。また、それぞれの「ふるさとアドバイザー」は学生とコミュニケーションを取りつつ、日常生活の不安等を解消できるように適切な生活相談の体制を整えるとともに、助言等をしている。

#### 3) 健康相談・心的支援

学生の心身に関する健康相談・心的支援については、主として保健室が支援している。保健室には、月曜日～金曜日の9:00～17:00の間、看護師資格を持った担当者が常駐している。

例年4月には全学生を対象に定期健康診断を実施している。あわせて、入学時に行った健康調査をもとに、障がい等による特別な配慮を要する学生の把握に努めている。「修学支援のご案内」というリーフレットを入学時に配布し、配慮を要する学生については、学生本人の意向等を踏まえ、「ふるさとアドバイザー」及び各教科担当教員と連携しながら対応している。

また、保健室では必要に応じて救急処置や病院受診勧告等の保健管理を行っている。メンタルケアが必要な学生についての対応もあわせて行っており、ケースに応じて、公認心理師・臨床心理士資格を持った教員のカウンセリングにつなげている。なお、保健室の利用者数については、学生課及び学生委員会に定期的に報告がなされており、令和4

(2022)年度の学生の利用は通年で延べ459名であった。

さらに、ハラスメント対応については、「ハラスメントのないキャンパスライフ」というリーフレットを作成し、学生に配布している。リーフレットの中において、苦情相談窓口および相談員を明確にし、ハラスメント防止のための体制を整えている。

#### 4) 学生課における学生の課外活動の支援 主に幼児教育研究会の活動の一環として、本

学附属園及び外部の幼稚園・保育園等からの依頼により、要請のあった幼児教育研究会に所属する学生を派遣している。令和4（2022）年度は制限をなくし、様々な支援・行事に参加することができた。その際、本学からのバスによる送迎するといった学生支援を行っている。令和4（2022）年度は、15件の外部施設からの幼児教育研究会派遣依頼があり、学生が参加している。参加した学生に対しては、開催施設までの送迎を行っている。

また、令和4（2022）年度3大公開講座「おめでとうこどもの日」「七夕まつり」および「こどもフェスティバル」においては、全学生を対象に昼食の支援を行った。

#### 5）学生への経済的支援

本学独自の奨学金制度として本学では、入学試験時に学校推薦型選抜（指定校）で受験し合格した学生全員について、入学金免除制度を取り入れている。

また本学は制度開始年度より、高等教育の修学支援新制度の対象校と認定されており、本同制度で実施されている授業料減免と給付奨学金支給を含めた、次の公的機関等の奨学金制度を、勉学に意欲を持つ学生への経済的支援として取り扱っている。それらの経済的支援について、厚生課では「福岡こども短期大学 奨学金等に関する規程」に基づき、各制度の要項を踏まえ、的確に申請や更新等の手続きが出来るように執り行い、学生をサポートしている。

##### ① 公的機関等の奨学金制度

###### a 日本学生支援機構奨学金

令和4（2022）年度5月1日時点で、日本学生支援機構の給付・貸与奨学金を受けている本学の学生数は、表2-4-1に示すように、22年次生（1年生）と21年次生（2年生）合わせて186人であり、全学生の55.7%である。またその内、67名が給付奨学生であり、全学生の19.8%となっている。

制度の周知にあたっては、入学前に全学生に向けて、紙面で案内をしたうえで、入学後のオリエンテーションでも再度情報提供を行っている。

その後、希望者及び奨学生に対して、随時説明会（予約採用・在学採用・継続・返還に関する）を実施し、各説明会の趣旨、申請手順、必要書類等について明確な説明をおこなっている。申請時は、厚生課窓口及びMicrosoft365 Teamsにて個別に対応し、必要書類等の不備があった場合は改善点を指摘しサポートをしている。

また、特に給付奨学生に対しては、本学教務課と連携し、出席率や取得単位数など受給条件を下回る可能性がある学生を早期発見し、学修意欲の確認と改善を促し、経済的援助の機会が失われないよう指導している。

そのほか、学納金・学生寮費等の滞納者や何らかの理由で学費等の支出が困難になった学生に対しては、当制度の追加申請や家計急変時に利用可能な奨学金制度の案内を行い、希望者には迅速な支援が受けることができるようサポートをしている。

表 2-4-1 令和 4（2022）年度 日本学生支援機構奨学金制度 利用学生数

|        | 給付奨学金のみを<br>利用 | 給付・貸与奨学金<br>の両方を利用 | 貸与奨学金のみ<br>を利用 | 計     |
|--------|----------------|--------------------|----------------|-------|
| 21 年次生 | 16 人           | 2 人                | 50 人           | 88 人  |
| 22 年次生 | 16 人           | 30 人               | 52 人           | 98 人  |
| 計      | 32 人           | 32 人               | 102 人          | 186 人 |

\* 高等教育の修学支援新制度による給付奨学生を含む

b 各県保育士修学資金貸付制度

各県における保育士修学資金貸付金を受けている本学の学生数は、表 2-4-2 に示すように、22 年次生（1 年生）と 21 年次生（2 年生）合わせて 100 名であり、全学生の 40.0% である。

当制度の周知についても、入学前や進級時に全学生に向けて案内をしたうえで、入学後・進級時のオリエンテーション内で申請を希望する学生に対して説明会を実施している。また円滑に申請が行えるよう学生からの疑問点がある際には、随時厚生課窓口及び Microsoft365 Teams で学生の質問に対応し、疑問点の解決に務めている。

当制度を採用となった学生の情報、各「ふるさとアドバイザー」と共有し、就職時に制度の対象となる従事先施設等に就業できるよう支援を行っている。

表 2-4-2 令和 4（2022）年度 各県保育士修学資金貸付制度 利用学生数

|        | 福岡   | 佐賀   | 長崎  | 熊本   | 大分  | 宮崎  | 静岡  | 総計    |
|--------|------|------|-----|------|-----|-----|-----|-------|
| 21 年次生 | 38 人 | 4 人  | 3 人 | 4 人  | 3 人 | 2 人 | 0 人 | 54 人  |
| 22 年次生 | 24 人 | 7 人  | 1 人 | 10 人 | 2 人 | 1 人 | 1 人 | 46 人  |
| 計      | 62 人 | 11 人 | 4 人 | 14 人 | 5 人 | 3 人 | 1 人 | 100 人 |

② 多様化する奨学金・貸付制度の活用についての支援

学生が学修や学生生活を経済的な不安なく行い、過度な貸与とならないようにするため、厚生課は個々の学生の状況を個々に対応しながら把握し、各学生に合った様々な制度の活用方法を提案している。

(3) 2－4 の改善・向上方策（将来計画）

本学においては、学生生活の安定化のため、関係各課が連携する体制を整えている。また、学生個々のニーズに応じるためのサポート体制やハラスメント事案、障がい等による特別な配慮を要する学生への体制を整えている。

今後については、学生個々の様々なニーズへのよりきめ細かな対応を踏まえ、FD（Faculty Development）研修等の実施により、学生サポートのあり方等について教職員間で共有し、さらに検討していく必要がある。令和 5（2023）年度においては、内容や時期等を検討していく。

また、本学附属園をはじめとした近隣施設等への支援・行事の参加は、学生にとっても意義のある活動であり、本学にとっても大きく評価できるものとなっている。令和 5（2023）年度は、附属園等への支援について、さらに充実させることを計画している。

学生への経済支援については、今度さらに「福岡こども短期大学 奨学金等に関する規程」の見直しを行い、学生により理解しやすく、丁寧なサポートを提供していく。

また、奨学金利用学生に関する情報は「ふるさとアドバイザー」と共有し、学生が受給や利用するための条件に適合するよう今後も各課と連携し行っていく。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

#### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地面積は 9,823m<sup>2</sup>であり、併設の日本経済大学の共有地の 7,229m<sup>2</sup>を含めると 17,052m<sup>2</sup>となる。校舎は 9,128m<sup>2</sup>である。これは短期大学設置基準上必要な要件（校地基準面積 4,400m<sup>2</sup>・校舎 3,600 m<sup>2</sup>）を十分に満たしている。

校舎は、本館（4 階建）、こども劇場から成っている。

こども劇場は、照明、音響、映像機器を整えており、本格的な舞台設備を完備している。特に、ステージは、催しに応じて舞台を調整できる、電動 2 段昇降式となっており、半円形のステージを囲む観客席は約 500 席、可動客席を加えると 600 席となり、こどもたちは 700 人を収容することができる。この劇場は学生の実習・発表等に利用されるとともに、隣接する附属のだいいち幼稚園・保育園をはじめとする、近隣の園児と学生の交流の場として活用されている。また、園児が利用することを踏まえ、弾力性のある床材を使用する等、安全性も確保されている。

体育館は、本館 401 教室及び福岡こども短期大学体育館がある。現在、体育授業の他、幼児教育研究会活動に使用している。その他にテニスコート 1 面、運動場（日本経済大学との共有）には芝が植えられ、大会やイベントで使用されている。同学園のリンデンホールスクール小学部・中高学部の所有する、200 メートルトラックのある運動場が本学園の南側にあり、園児から学生までが授業等で活用している。

校舎外では、厚生会館の1階に学生食堂、2階は多目的ホールとして有効に活用され、学生の昼食や休憩場所となっている。

さらに、キャンパス内には、日本最大級の広さを誇るイングリッシュガーデン（TG Rose Garden）があり、欧風のスタチューガーデンをはじめ、バラや緑、白鳥等の自然との触れ合いや庭園鑑賞を一年中堪能できる。この施設は、一般公開もしており、地域貢献の一役を担っている。

施設整備に関しては、庶務課が管轄しており、事務長の指導監督の下、教職員で連携しながら日々維持及び管理に努めている。また、消防法に基づく消防設備の整備及び点検を「福岡こども短期大学防火管理に関する規程」及び消防計画に基づき実施するとともに、電気設備・給排水衛生設備の保守・点検、廃棄物処理等の専門性が要求される業務は、外部の委託業者に委任し、教育・研究活動を安全かつ円滑に行えるよう環境保持に万全を期している。更に、バリアフリー化を推進するため令和4年度末には、校舎にエレベーターを新設した。

あわせて、火災や地震等の緊急時に備え、全学年・教職員を対象に年2回の訓練を計画しており、訓練では、学内の避難経路を確認すると同時に実際にその経路を経由して避難を行い、安全教育を実施している。なお、施設の耐震診断、耐震改修工事は既に100%完了しており、ロッカー、書庫等地震動による転倒・落下防止等の地震対策にも努めている。

また、防犯対策として、本館事務室に防刃チョッキやさすまた等の防犯用具を備えるとともに、警備会社と契約のうえ、24時間体制で防犯カメラによる監視等の防犯対策を講じている。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 1) 実習施設及び講義・演習施設

保育の実習施設として、人形劇舞台・紙芝居など教材教具を備えた保育室をイメージして設けられた Simulation of Kindergarten（幼児教育実習室）がある。ここでは、保育に関する様々な演習が行われる他、附属園児を交えた研究保育にも使用されている。他にも、造形表現の実技演習室として136教室（夢工房）、離乳食などの調理実習を行う教室として小児栄養室（207教室）、おむつ交換・沐浴などの実習を行う教室として小児保健室（204教室）を備えている。また、ML教室（Music Laboratory）では、電子ピアノを60台構え、ピアノの技術習得など音楽に関する授業に使用されている。そのすべての電子ピアノは一括管理され、学生がどのようにピアノを練習しているか随時、担当教員によって確認でき、学生に迷いや困難に陥った際に即時に対応できるシステムになっている。あわせて、本館4階には100台のピアノ練習室があり、学生が授業の空き時間や放課後いつでも自由に使うことができ、授業や就職に向けて個人の技術鍛錬の場となっている。

また、養護教育の実習及び演習施設としては、養護教諭の職務を演習する場として、保健室を想定して作られた養護実習室（304教室）や看護的技能や救急処置技能を習得するための演習施設として使用する看護実習室がある。

さらに、小学校教育の演習の教場として406教室を活用し、実際の小学校の教室と同様

の備品を備えている。具体的には、模擬授業を実践する場として電子黒板やタブレット等、必要な教材を備え、ICT（情報通信技術）教育が活用される現場に対応している。

## 2) 図書館

図書館は、本館の2階に位置し、書庫 114m<sup>2</sup>・閲覧室 179m<sup>2</sup>・事務室 26m<sup>2</sup>を備えている。開館時間は、平日 9:00～17:00、土曜 9:00～15:00 であり、閲覧席は 70 席を有している。図書及び資料については、学生対象の「図書館アンケート」の結果や、教職員対象の「学生用講義参考資料図書」購入希望調査の結果をもとに、図書委員会で協議の上、毎年定期的に整備している。蔵書の多くは、保育者養成校として保育の専門書を中心に 40,934 冊蔵書している。授業に関連する図書については、幼児教育を専門とする本学の特長を活かし、各領域（音楽表現、幼児美術、幼児体育、保育総合、実習）の専門分野別に整備・収集し、充実を図っている。中でも、絵本・紙芝居・エプロンシアター・パネルシアターは最も多く利用される教材で、学外実習時には多くの学生が活用している。その他、養護教育に加え、小学校教育に関する図書も配架し、教員が講義で使用する教科書や指定参考図書、公務員試験及び教員採用試験対策の参考書や問題集も備えている。

また、館内には、学修環境を充実するためのパソコンやインクジェットプリンター、コピー機を設置し、学生の利用を促進している。令和 3（2021）年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、感染症対策としての換気設備（空気清浄機）を増設し、学生用 Wi-Fi を設置して学修環境を整備した。

さらに、学内の情報発信として、年 1 回、図書館報「梅苑」を発行し、学生や教員の推薦図書の紹介や本学の行事・公開講座等を掲載して、保育者を目指す学生への啓発を行っている。

上記のとおり本学図書館は、学生及び教職員の教育研究の場となっている他、地域に根差した大学の施設として市民に開放している。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

身体に障がいのある学生が不自由のない学生生活を送ることができるようにするため、様々な配慮を行っている。まず、車いすによる移動を容易にするためのスロープ及び可動式のスロープ、身障者用トイレを校舎内に設置している。今年度末には、本館学生昇降口にエレベーター1基を新設した。

この他、保健室を含む本館1階には、車いす1台、担架1台、AED（自動体外式除細動器）1台、2階には担架1台、更に、AEDについては短大体育館にも1台を常備している。本館内には救急搬送用のチェアバックを設置しており、このように不測の事態に備え、緊急時の対応を迅速に行うことができるよう努めている。

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数の適切な管理については、短期大学設置基準及び厚生労働省の指定保育士養成施設設置基準により定められた1クラスあたり 50 人で編成し、教育効果を十分

に上げられるように行っている。講義科目によっては、2クラス合同での授業を行い、実技科目及び演習科目は1クラス単位で行っている。「子どもの音楽遊びⅡ・Ⅲ」の授業においては、学生個々への指導が必要であるため、1年入学時にピアノ習熟度調査を行い、入学時と進学時に学生の習熟度別にクラスを編成し、より小規模な授業形態（1グループ10人程度）で行っている。また、「保育方法論」では、適切に模擬授業を実施できるよう、20人程度のクラス編成を計画し、学修効果を向上させている。

このように、法令上の基準を基としながら、各科目の特性に応じて学生に対してより理解しやすい形態で運営している。

### **(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）**

令和3（2021）年に行われた耐震工事以降、地震対策だけではなく、流行した新型コロナウイルス感染症対策のため、対面授業からオンライン授業への実施を余儀なくされ、校舎内の学修環境も大きく改善された。オンライン講義が可能となり、様々な講義形態が可能となったが、今後も施設設備については、法令を遵守し、学生の安全と学修効果・効率性に配慮し、各課事務職員が事務長の指導監督の下、各種アンケート結果や意見箱の意見を含む学生の声や現場の教員の声に日々耳を傾け改善を図っていくとともに、中長期的な対応が必要な事業に関しては、学園本部と密接に連携しつつ中期計画に反映し、継続的かつ着実に充実を図っていく。

## **2-6. 学生の意見・要望への対応**

### **2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

### **2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

### **2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

#### **(1) 2-6の自己判定**

基準項目 2-6 を満たしている。

#### **(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

### **2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

本学では、学修支援・学生生活・学修環境に関する学生の意見の収集には、教務委員会及び教務課、実習委員会及び教育実習課、図書委員会及び図書館、学生委員会及び学生課、保健室、厚生委員会及び厚生課、就職委員会及び就職課（キャリアサポート）を主体に各専門委員会及び課が教職員と連携して組織的に関わって対応している。

学修支援・学修環境に関しては、毎学期終了時に教務委員会及び教務課が中心となって「授業評価アンケート」を実施している。あわせて、毎学年定期的に図書委員会及び図書館が「図書館アンケート」を実施している。その他、卒業時に「【卒業時】学生アンケート」を、また、卒業後1年目の卒業生を対象にして「就職アンケート（就職先）」を実施して学生の意見・要望の把握・分析に努めている。

学校生活については、【在学時】学生アンケート」を実施しており、日常的に学生が意見・要望を提出できる「意見箱」を設置し、学生の声を集集し、改善事項を検討している。

各アンケートは、担当部署において集計され、各委員会において情報を集約し、分析を行っている。各委員会では、さらに分析結果をもとに、改善しなければならない事項を明確にし、自己評価委員会を中心に集約し、必要に応じてFD研修を開催し、各委員会で検討した内容を伝え、改善を求めている。また、教職員が集う教職員連絡会で報告し、学生からの意見・要望に対して総合的にフィードバックを行っている。

令和4(2022)年度では、学生委員会による「【在学時】学生アンケート」、教務委員会による「授業評価アンケート」、図書委員会による「図書館アンケート」、就職委員会による「【卒業時】学生アンケート」及び「就職アンケート(卒業生)」を実施し、その分析結果を随時、教職員で共有し、年度末にFD研修会を開催し、来年度に向けての改善事項について周知した。

学修支援に関する学生の意見・要望の把握として、本学では以下のような取り組みをしている。

#### 1)「ふるさとアドバイザー」による地区ホームルーム

各学期定期的に、1年生・2年生合同、もしくは学年ごとの地区ホームルームを行っており、学生生活や実習、就職等についての情報を学生に伝えている。また、学生生活の状況について、直接聴取し、適宜アドバイスをしている。

#### 2)【在学時】学生アンケート

毎年10月に「【在学時】学生アンケート」を実施し、学生の生活状況や学生生活への満足度を調査している(275名回答、回答率84.6%)。

大学の居心地について尋ねたところ、「居心地がよい」と答えた1年生は141人、2年生は109人で、全体で250人(90.9%)という結果が出ていた。また、短大に満足している点(複数回答可)として、1年生の82人、2年生の76人(全体の57.5%)が「友人関係」をあげている。また、本学独自の制度である「ふるさとアドバイザー」の存在についても、1年生の27人、2年生の57人(全体の30.5%)が満足しているとしていた。学校生活の中には、ふるさとアドバイザーをはじめとした教職員との信頼関係の構築のきっかけ作りや、友達関係の構築を趣旨とした行事として、「フレンドシップセミナー」や「クラスマッチ」などの行事が計画の上実施されているが、今後もアンケートからの学生の要望を反映しながら、さらなる内容等の充実を図り、計画を立案したいと考えている。2年生については、1年次から積み上げてきた「ふるさとアドバイザー」との関係作りや、実習等でのかかわりにおいて信頼関係が、満足度につながっていると考察している。

#### 3)「学生意見箱」

学生が大学に対し自由に意見や提案を寄せられるよう、学内(夢工房前廊下)に「学生意見箱」を設置している。教務課前の廊下に以前設置していたが、学生が利用しやすい場所を再度検討し、場所の変更をした。

「学生意見箱」の運用については、定期的に学生部長が「学生意見箱」を確認し、意見があった場合は、速やかに学科長及び副学長に報告している。その後、内容に応じて、学生部長が関係部署に連絡し、検討した上で処置している。令和4（2022）年度については、授業・教員に対する要望9件および、学内施設に関する要望が2件、計11件の投書があった。授業・教員についての要望については、運営委員会へ報告したのち、教職員連絡会において速やかに周知を図った。また、学内施設については、4階ピアノ室の空調についてと、トイレにおとひめを設置してほしいというものであった。運営委員会において協議し、4階ピアノ室については、大型扇風機を2台購入し、学生が自由に使用できる環境を整えた。また、おとひめについても、運営委員会で協議したのち、本学後援会の支援を受け、各階トイレに設置を実現した。

#### 4) 授業評価アンケート

「授業評価アンケート」は、各科目の最終講義終了時に、教務課より Microsoft 365 Forms で調査を行い、結果を集計した。その結果については、教務課より当該科目担当の教員に伝え、担当教員が自己評価及び改善するための資料として活用している。また、教員は来年度に向けて改善する事項をまとめ、教務課に提出している。その後、教務委員会において、「授業評価アンケート」結果と教員から提出された改善案を基に、「幼稚園教諭免許状・保育士資格関連科目」、「養護教諭免許状関連科目」、「小学校教諭免許状関連科目」において、「教養科目」、「専門科目」ごとに、成果と課題についてまとめた。「教養科目」は、全ての免許状及び資格関連科目に共通となることから、「教養科目」の成果と課題としてまとめた。

前期科目の「授業評価アンケート」結果からの成果と課題については、令和4（2022）年9月に開催されたFD研修において周知し、評価の低かった項目については、後期の授業においても改善を促した。後期科目の「授業評価アンケート」結果からの成果と課題、1年間のまとめについては、令和5（2023）年3月に開催されたFD研修において周知し、来年度の授業改善を図り、シラバスの修正等を行った。

#### 5) 図書館アンケート

学修環境のひとつである図書館について「図書館アンケート」を実施した。このアンケートは、図書館の利用頻度及び目的、満足度、施設への要望等を尋ねる項目で構成され、学生の意見について調査した。その結果を図書委員会が中心となって収集・分析したところ、今年度は、図書館を利用したことある学生より、資料の整理について「子ども関係の絵本」や本・資料の増設が希望する声があがった。そのため、図書委員会で検討して保育に関する本や実習に使用可能な絵本等の購入を決めた。一方で、絵本コーナーが図書館内の奥に配置されているため、配架についての要望もあがった。次年度も、学生の要望を取り入れながら図書の購入をしていくことを計画するとともに、Wi-Fi環境やプリンター等の機器についても予算に応じて充実させていく計画を立てている。

#### 6) 【卒業時】学生アンケート

本学では、建学の精神「個性の伸展による人生錬磨」に基づいた教育を実施している

が、学生がそれを適切に受けたと感じているかどうか、ディプロマ・ポリシーの達成状況を可視化することを目的に Microsoft365 Forms を使って「卒業時満足度調査」の調査を実施した。①本学で過ごした学生生活は充実していましたか（99%）、②進学を検討している高校生に、本学をすすめたと思いますか（97%）、⑨幼児教育研究会は充実していましたか（97%）という結果から本学での学生生活に対しては、満足していたという結果が窺えた。また、卒業を迎えるにあたり、入学時と現在で「子どもをみる視点」（98%）や「子どもとのかかわり方」（92%）に違いを見つけることができたとの結果より高い値が見られた。ディプロマ・ポリシーの「きづく」、「かかわる」に掲げている資質・能力が身についたと捉え、さらに卒業後も取り組んでほしい、又は支援してほしいと思うものに、新たな資格・免許取得の支援や、施設・設備の開放、幼児教育研究会の支援・公演などが挙げられている。これらはディプロマ・ポリシーの「みがく」に含まれ、卒業生を対象とするリカレント教育の充実に努めている。

#### 7) 就職アンケート（卒業生）

本学の卒業生を対象として就職して1年経過後に「就職アンケート（卒業生）」を実施している。アンケートの結果より、“社会人としての基本的なマナー、こどもの理解、こどもへの対応や支援、安全管理”については、概ね良好な値となっている。さらに81%の卒業生が、“学生生活で学んだ保育・養護技術が現場で活かされている”と回答していることがわかった。

また、リカレント教育の一環として実施している「公開保育セミナー」で取り上げてほしい内容や講座についての要望には、“保育の実践に活かせる内容（歌遊び、ふれあい遊び等）”や“気になるこどもへの関わり方、保護者対応”についてなどが挙げられた。

今年度のアンケート調査は、就職委員会が中心となって、本学の卒業生が就職先から求められるスキルを持ち合わせているか、就職先からの「就職アンケート（就職先）」と比較しながら検証したが、この結果は、教職員で情報を共有し、本学の教養・専門教育など、教育改善にフィードバックしている。現職保育者対象とした「公開保育セミナー」の講座内容についても、卒業生の意見を取り上げ、計画し実践している。

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生のストレス等心身に関する健康相談に対応するため、保健室を設置している。また、教職員や保健室担当者が対応できないような心理相談については、専門資格を有する本学教員の臨床心理士・公認心理師が対応している。相談に際し、「ふるさとアドバイザー」からの紹介のほか、学生が直接来室、もしくはメールや電話においても相談することができ、守秘性にも配慮している。学生の意見・要望の把握・分析と検討については、都度学生部長に報告し、必要に応じて学生委員会をはじめとした関係部署と連携をはかっている。また、相談内容への対応、分析や検討結果に関しては、学生部長を通して、教職員連絡会や Microsoft365 Teams 及び Outlook 等を通して、全教職員に逐次共有している。

## 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生からのさまざまな意見や要望は、「ふるさとアドバイザー」や学生課・教務課を窓口にも、随時メール等で受け付けており、都度対応している。

また、学生委員会において、事務室前廊下に「意見箱」を設置している。学生からあがってきた意見・要望については、学科長及び副学長に連絡し、内容に応じて関係各部署に協力を依頼し、検討した上で対策を講じている。

「【在学時】学生アンケート」結果については、学生委員会において分析を行い、全教職員に周知を図っている。このアンケートにおいては、生活満足度、学生生活の悩みや不安、通学時間、通学手段などの一般的な内容の他、アルバイトについての設問、学生生活の充実度などを調査し、対応できることから充実するように努めている。

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見や要望を把握・分析するための体制については、学内の委員会組織や「ふるさとアドバイザー」を中心として整備されている。しかし、様々なアンケート結果の活用については、各委員会との連携及び調整が必要となるため、自己評価委員会や運営委員会において十分検討しながら全学的な学生サービスの充実に努めていく。

学生アンケートについては、他の部署と連携し、学生の実情を細かく拾いあげ、学修環境をさらに整えることに注力していく必要があると考える。そのため、令和 5（2023）年度以降において、アンケート内容等を精査し、学生の意見をきめ細かく拾い上げる方法を検討していく。

また、「学生意見箱」については、無記名による投書となっているため、個別に対応したケース等への報告が難しい状況である。この点については、令和 5（2023）年度において、運用方法を検討していく。また、短大の施設・設備に関すること等、学生たちに直接目に見える形で対応した事案については、引き続きできるところから改善していく。

### 〔基準 2 の自己評価〕

建学の精神に基づいた三つのポリシーのうち、アドミッション・ポリシーでは、保育者養成校として求める学生像をより明確に示すため、今年度、改定を行った。現行のアドミッション・ポリシーは、学生募集要項やホームページにて受験対象となる高校生等に周知してきたが、次年度以降の入学生に対しては、新しいアドミッション・ポリシーについて周知を促していく。

また、入学選抜時には、アドミッション・ポリシーや規程に即し、多様な入試区分を設定しており、入学定員に沿った適切な数の学生を受け入れている。今回のアドミッション・ポリシーの改定に伴って入学選抜時にルーブリック評価を取り入れたことにより、明確な評価基準を設定するとともにポリシーをより反映させることができた。

入学後は、大学及び教職員で組織的に学生支援を行っている。「ふるさとアドバイザー

一」による、きめ細かな個別支援とともに、大学として組織的な支援体制を整備している。教務委員会及び教務課、図書委員会及び図書館は学修支援全般について、実習委員会及び教育実習課は保育実習及び教育実習について、学生委員会及び学生課は学生生活及び課外活動に関する支援について、厚生委員会及び厚生課は奨学金及び寮等の福利厚生に関する支援について、就職委員会及び就職課（キャリアサポート）は就職支援について、各委員会及び課の教職員が協働しながら、学生及び保護者と「ふるさとアドバイザー」との連携を保ち、個人のニーズに応じてサポートしている。

また、校地・校舎等の学修環境も短大設置基準を満たし、保育者養成校としての使命を果たすことのできる環境を適切に管理している。障がいのある学生に対しては、学生が安定した学校生活を送ることができるようガイドライン及び体制を整えている。年間を通して実施される様々なアンケートは、地区ホームルームにおける「ふるさとアドバイザー」の個別相談や「学生意見箱」の設置以外にも、学生の意見・要望を把握・分析するための機会としており、本学のアセスメント指標として活用するだけでなく、学生支援の向上に繋げる資料として支援体制の維持・改善に努めている。

以上のことから、基準 2 は満たしていると判断できる。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

基準 1 でも述べたとおり、本学「学則」第 1 条『本学は、日本国憲法、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、国家及び社会の形成者として豊かな人格の完成を目指すとともに、本学建学の精神に則り、個性の伸展を図りつつ幼児教育に関する教授研究を行い、心身健全で、知的、道徳的及び創造的能力をもって幼児保育にあたる有為な人材を育成し、さらに学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とする。』とあった目的及び使命を「日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に従い、『個性の伸展による人生練磨』を建学の精神として掲げ、国家及び社会の形成者として豊かな人格の完成を目指すとともに、個性の伸展を図り、幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び創造的能力をもって保育・幼児教育にあたる有為な人材を育成することを目的とし、さらに学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とする。」と改定した。

これに並行して、平成 21（2010）年度の養護教諭二種免許状の認可、令和 3（2021）年度の小学校教諭二種免許状の認可を受けたこともあり、本学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」並びに教育目的に基づき、卒業認定・学位授与の方針のディプロマ・ポリシーを改定することとし、令和 5（2023）年度より運用することとした。

これまでの本学のディプロマ・ポリシーは、以下の通りである。

こどもの教育学科のカリキュラムを履修し、専門知識をはじめ、保育技術や技能を修得し、社会人としての教養やマナーを身に付け、所定の単位を修得し、本学のディプロマ・ポリシーを満たした者には卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。

さらに、免許・資格を取得するために必要な単位を満たした者は、それぞれの免許・資格を授与する。

- ・様々なこども教育現場において適切な指導や支援ができる保育者
- ・指導や支援に必要な専門的な知識や保育技術・技能、その基礎となる「保育者としてふさわしい人間性」を持った保育者

上記ディプロマ・ポリシーを、学生が専門分野の知識や技術・技能を卒業までに効果的

に身に付けることができるように自己点検委員会及び教務委員会を中心として、全教員で検討し、「きづく」・「かかわる」・「みがく」の柱を設け、下記表のとおり策定し直した。

表 3-1-1 福岡こども短期大学 ディプロマ・ポリシー

### ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

福岡こども短期大学では、卒業要件を満たしたうえで、以下に掲げられている資質・能力を身につけることができた学生に対して、短期大学士（こども教育学）の学位を授与しています。

1. 保育者としての基本的な知識・技術を習得し、保育者自身の気づきを働かせながら、こどもの多様性を理解することができる。【きづく】
2. こどもの発育・発達やこどもを取り巻く環境の理解に努めながら、指導計画の中で保育者として臨機応変にかかわることができる。【かかわる】
3. 保育者としての個性をみがくために、探究したいテーマ（生涯にわたる課題）を持つことができる。【みがく】

また、このディプロマ・ポリシーを前提として、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格取得を目指す学生、養護教諭二種免許状取得を目指す学生、小学校教諭二種免許状取得を目指す学生、教職課程毎に、学修するカリキュラムに沿って、学生が目指す姿を到達目標として示すことにした。各教職課程コースの学期末に到達すべき目標を具体的な姿によって示すことにより、学生が目指すべき到達点を明確にするとともに、学修成果を可視化することを目的に作成を行った。

ディプロマ・ポリシーは、本学の「学生要覧」及びホームページに掲載するとともに、本学学生にはオリエンテーション時に周知しており、学内外においては、オープンキャンパスや高校訪問、高校生を対象とした業者説明会などの多くの機会を活用し、幅広く本学教育の理解と周知を図っているが、次年度は、新たに策定したディプロマ・ポリシーを上記の方法を通して周知していく予定としている。

### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえた評価基準、単位認定基準、卒業認定基準については、本学「学則」（第4章、第5章、第6章）で規定している。第4章には、教育課程として授業科目及び単位数、単位の算定等について、第5章には、単位の認定として本学での単位認定の他に、本学以外で修得した単位の取り扱い等について、第6章には、卒業・学位及び免許・資格取得について定めている。「学則」第13条の規定に基づく単位取得のための履修方法及び手続の細部は「履修規程」に定め、学生要覧に記載するとともに、新入生オリエンテーション及び2年次のオリエンテーションでの履修登録時において、履修上の

注意点等の説明を行い、学生へ周知している。

各科目の成績評価方法は、科目担当教員によってシラバス「評価方法」に記載され、授業の開始時において、科目担当教員より学生に説明をしている。シラバスに記載された評価方法は、その科目の学習目標（到達目標）の達成度を、どのような方法で評価するかということが詳細に示されている。また、授業概要（教育目的）には、ディプロマ・ポリシーとの関連が解るように、その科目修了時の学生が目指す姿を記載している。科目担当教員は学生に示した評価方法に則り、厳正な評価を行っている。

本学では進級基準は設けていないが、本学の学生は、ほぼ全員が幼稚園教諭、保育士、養護教諭、小学校教諭のいずれかの専門職に関わる免許状及び資格の取得を希望して入学してきている。そのため免許状や資格取得のための要件が、科目の取得単位数と深く関係しており、一種の進級要件として作用する事情がある。特に、学外実習については、保育実習、幼稚園教育実習、養護教育実習、小学校教育実習、それぞれに実習参加基準を設け、実習履修要件に関する取扱いの細則（内規）を定めている。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

「学則」第 23 条に「本学に 2 年以上在学し、履修規程に定める 62 単位以上を修得した者を、本学の卒業と認定する。」と規定しており、授業科目については、「学則」第 10 条に示され、各コースの必修科目・選択科目は、「学則」の別表第 1、別表第 2、別表第 3 に明記している。また、各学年の必修科目・選択科目は、「履修規程」の別表 1（幼・保・養 履修科目一覧表）及び別表 2（幼・保・小 履修科目一覧表）に明記している。

単位認定については、「学則」第 15 条、単位の算定については、「学則」第 11 条に定められており、厳格に運用している。

成績評価は、「学則」第 21 条に「成績は、秀、優、良、可及び不可で表し、不可は不合格とする。可以上を合格とし、その授業科目には所定の単位を与える。」と規定し、「履修規程」第 11 条及び第 2 項には、成績処理について定めている。本学では、授業担当教員が、学期ごとに成績評価を行い、「Campus Plan Web Service」教員用 Web サービスログインから入力を行う。学期ごとの全ての科目入力が完了した後、教務課で確認を行う。卒業認定については、卒業判定資料に基づき、教授会で諮られ、学長決済のもと厳正に認定している。

また、学内で FD 研修を開催し、シラバス様式の改定に等に伴う変更点の確認を行い、単位認定のための成績評価基準について、その科目の学習目標（到達目標）の達成度を、どのような方法で評価するかという評価の内訳を明示することを確認し、単位認定評価基準の厳正な適用について教員の共通理解を得るようにしている。

単位認定など成績評価の公正性のための指標として GPA（Grade Point Average）の活用が挙げられるが、本学の GPA は、各科目の評価で、秀を 4、優を 3、良を 2、可を 1 とする合計点数を取得科目数で割る方式で算出している。本学においては、文部科学省高等教育局 学生支援課高等教育修学支援室管轄の高等教育の修学支援新制度における機関要件の認定に活用している。また、就職の際の推薦選考基準として活用したり、卒業時の代表者を選出したりするのに役立てている。

さらに、授業への出席管理は、授業ごとに学生署名のマークシート式出席カードを配布・回収し、速やかに本学教務課に提出、処理され、教務課によって一括管理している。このシステムによって、授業担当教員が必要な授業回数を確実にに行っていることも教務課で確認できる。本学では、学生一人ひとりが利用できる「Campus Plan Web Service」学生用 Web サービスを運用している。「Campus Plan Web Service」学生用 Web サービスでは、シラバスの閲覧、学生個人の単位取得状況や履修状況、各授業への出席状況の確認を行うことができる。一方、授業担当教員は、その日のうちに出席カードを教務課に提出するとともに、「担当科目の中で欠席回数が多い学生」及び「学生とかかわる中で気になる学生」を Microsoft 365 Forms にあげており、教職員も、その内容を把握することで、学生の学修状況・学修成果を把握し、学生指導に役立てることができている。

あわせて、「ふるさとアドバイザー」に対して、受け持っている学生の学修状況把握のために、毎月末に出席状況通知書を渡している。さらに、学生の指導には保護者の理解、協力が欠かせない観点から、成績通知表及び出席状況通知書を保護者へも毎学期に送付を行い、双方から学生を支援できるように進めている。

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を基に、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格取得を目指す学生、養護教諭二種免許状取得を目指す学生、小学校教諭二種免許状取得を目指す学生、それぞれに各学年修了時において、自己評価を通して自分自身の到達度を確認できるようにしている。今年度の自己評価結果では、概ね到達できていることが窺えた。これからも毎年度、学期ごとに検証を行い、今後は、改定するディプロマ・ポリシーを基に、学生の目指す姿（到達目標）を見直し、到達レベル（尺度）等の課題について検討していく。

シラバスは、授業担当教員が作成し、教務委員メンバーで確認を行っているが、今後は、成績評価内容の分析についても進めていく。あわせて、成績評価及び単位認定についても教務委員会が中心となり、基準に沿って行われているか点検を継続していく。

## 3-2. 教育課程及び教授方法

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

#### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

カリキュラム・ポリシーは、建学の精神に基づいて定められたディプロマ・ポリシーを達成するため、教務委員会並びに自己評価委員会が教育目的を踏まえて策定しているが、今年度のディプロマ・ポリシー改定に伴い、教授会の承認のもと、カリキュラム・ポリシーも変更した。カリキュラム・ポリシーは、本学の「学生要覧」及びホームページに掲載するとともに、本学学生にはオリエンテーション時に周知している。さらに、学外においては、オープンキャンパスや高校説明会等で広く周知しているが、新しいカリキュラム・ポリシーについても同様に周知していくことにしている。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、学生が、ディプロマ・ポリシーに掲げている資質・能力を身につけることができるよう、教育課程を整備している。この教育課程を学ぶことによって、それぞれの免許状及び資格取得にも繋がるように、授業を組み立てている。

また、このディプロマ・ポリシーを土台として、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格取得を目指す学生、養護教諭二種免許状取得を目指す学生、小学校教諭二種免許状取得を目指す学生、それぞれに学生が目指す姿を到達目標として示している。

さらに、本学では、ディプロマ・ポリシーを基に、各学年修了時の目指す姿(到達目標)を明記し、自己評価を通して自分自身の到達度が理解できるようにしている。

この到達目標は、各学年、各学期に開講される科目の学習目標(到達目標)とも整合性を取っており、ディプロマ・ポリシーが定める学位授与の方針を満たせるよう、適切な教育課程を編成している。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、カリキュラム・ポリシーに基づいて、教育内容として各科目を(1)幅広い教養や豊かな人間性を育む「教養科目」と、(2)保育者・教育者になるために必要な資質・能力を育む「専門科目」に分類している。教育の方法については、(1)物事の理解を深める知識を身につける「講義」、(2)実践のなかで働く知識を身につける「演習・実技」、(3)二つの知識の結びつきを強くする「実習」の三つに分類している。

「教養科目」には、教育職員免許法規則 66 条の 6 に定められている科目が含まれており、「専門科目」においても、「幼稚園教諭二種免許状」「養護教諭二種免許状」「小学校教諭二種免許状」などの取得に必要な教職課程に示されている科目や、「保育士資格」の取得に必要な保育士養成課程で定められている科目で構成されており、各種の免許状と保育士資格を併せて取得する単位数を修得することは安易なことではないことから、これらの科目以外に授業科目を増やすことは、学生にとっても負担が大きくなるため、最小限の選択科目を設定している状況である。

これらの科目群のシラバス整備については、毎年、FD 研修会を開催し、シラバス様式の改定等に伴う変更点を確認しており、適切に整備している。特に、各授業にアクティブラーニングを取り入れ、学生の主体的な学修参加ができるような記述を促している。教職課程及び保育士養成課程に関する科目については、再課程認定で届け出をしているシラバ

スに従って作成している。各科目のシラバスは「シラバス作成の手引き」に基づいて作成し、教務委員会を中心として点検を行っている。

また、「授業評価アンケート」の結果やディプロマ・ポリシーに関連した目指す姿（到達目標）の到達度を評価する「学修アンケート」の結果から学修成果について検証している。

学修成果の評価については、(1) 各授業の到達目標の達成度合いを確認する「授業科目の評価」、(2) 各学期終了時、ディプロマ・ポリシーに掲げられている資質・能力の修得度合いを確認する「資質・能力の段階的評価」、(3) 卒業時に、免許授与及び卒業認定の可否を判断する「最終評価」の3種類を実施している。

なお、履修登録単位数の上限については、「履修規程」別表1及び別表2の下方に明記している。

本学では、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の他に、養護教諭二種免許状あるいは小学校教諭二種免許状を取得する希望者も多く、取得単位数が多くなることを踏まえ、養護教諭二種免許状及び小学校教諭二種免許状取得科目については、ほぼ必修科目の単位を修得することで免許状取得ができるようになっている。この免許状については、履修した科目で不可が出た場合は、2年間でこれらの免許状を取得することが難しくなることを踏まえ、新入生オリエンテーション時に、養護教諭二種免許状取得又は小学校教諭二種免許状取得に向けてのオリエンテーションを設け、詳しく説明を行い、免許状取得の有無を確認している。

### 3-2-④ 教養教育の実施

本学の教養科目は、教育職員免許法規則66条の6に定められている科目が含まれており、卒業必修科目として「法律学（日本国憲法）」、「英語」、「体育（講義）」、「体育（実技）」を設け、幼稚園二種免許状、養護教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状を取得するための「情報技術」がある。また、選択科目としては、「礼法マナー」、「レクリエーション講義」、「レクリエーション実技」、「社会奉仕演習」を開講している。

本学の学生の多くは、いずれかの免許状又は資格を活かして専門職に就く学生であり、実習などを通して学外に出かける回数も多くなることから、保育者や教育者としてのマナーを身につけるための「礼法マナー」は、選択科目ではあるが、全員の受講を促している。また、「社会奉仕演習」は、学生個人あるいは幼児教育研究会で、保育園や幼稚園、施設などへの支援活動やボランティア活動を行った場合、時間数に応じて単位を認定している。

学生からの「授業評価アンケート」結果を基に、改善事項を明らかにし、次年度の教育内容や方法に反映させ、よりよい教育に繋げている。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学の教育の方法については、(1) 物事の理解を深める知識を身につける「講義」、(2) 実践のなかで働く知識を身につける「演習・実技」、(3) 二つの知識の結びつきを強

くする「実習」の三つに分類している。

本学では、様々な授業において、教授方法の工夫を行っている。本学の特徴である「子ども教育の方法と実践Ⅰ」及び「子ども教育の方法と実践Ⅱ」の演習科目については、学生が所属する幼児教育研究会を土台にして、全教員が担当してアクティブラーニングを取り入れた授業を展開している。この授業は、1年生と2年生が合同で行う授業となっており、担当教員の指導の下、2年生は1年生をリードし、学生主体での活動ができるようになっている。この授業を通して、学生自身が考えたり試したりした内容を、実際にこどもの前で披露したり、指導実践したりする機会を設けている。これらの実践を重ね、その振り返りを行うことで、大きく成長することができている。2年次前期科目「保育方法論」や、2年次後期科目「保育・教職実践演習」「教職実践演習」では、学生数を25名～30名程度とし、複数名の教員で担当している。この科目では、幼稚園、保育園の現職の園長や主任、小学校等の現職教諭や養護教諭を招き、それぞれの立場の役割等について講話をいただき、将来の自分自身の姿を描くことができるように工夫している。また、それぞれの先生から提示された課題や事例について学生間で意見交換を行い、ロールプレイなどを活動した発表を行っている。担当教員間での綿密な打ち合わせを行い、教育効果を上げるように図っている。1年次通年科目「子どもの音楽遊びⅡ」及び2年次前期科目「子どもの音楽遊びⅢ」の演習科目では、レベル別に応じた少人数編成を導入し、ピアノ技術の向上を図っている。

また、幼稚園教諭の教育実習関連科目「教育実習事前事後指導」の実習科目においては、2年間の中で15回の授業が開講される。今年度は、教務・実習委員会及び教育実習課と合同で協議し、観察実習をこれまでの方法と大きく変更して、学生が保育者としての生き甲斐や楽しさについて早期に気付いてもらえるよう検討して実施した。まずは、実施時期を9月から5月と、入学して間もなくの時期に移動し、学修の早い段階で、こどもたちとのふれあいや保育者の仕事の体験を通じて幼児教育の意義や意味を理解認識できるよう努めた。次に、名称を従来の「観察実習」ではなく、学生が意欲的に取り組めるよう「発見しよう！こどもってこんなに面白い」に変更して計画した。この経験を通して発表やディスカッションを行い、保育者としての学びを深め、かつ、進路変更を理由とする退学防止策として役立てている。

教授方法の改善への取り組みとして、各学期の授業修了時に受講生に対し「授業評価アンケート」調査を行い、その結果を基に各授業担当教員から改善事項の提出を促している。また、実習施設との連携に基づく実習評価結果から、実習担当教員で分析を行い、改善事項を検討し、次年度に繋がるように進めている。さらに、FD研修会を開催し、教授方法の改善や工夫、アクティブラーニングの活用を踏まえたシラバスの改善、教育研究活動に必要な資質・能力向上の取り組みに関する内容を行っている。

### (3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

本学では、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得し、さらに養護教諭二種免許状又は小学校教諭二種免許状を取得する学生は、取得単位数が上限にほぼ達する状況である。カリキュラム・ポリシーに基づき、これまで体系的に教育課程の編成を行ってきたが、今

後も保育実習及び教育実習を視野に入れ、必要に応じて再編成していく。教授方法の工夫や開発については、教員相互の授業参観や FD 研修会等で様々な教授法を紹介してもらう機会を持つことで、教員の視野も広がる。また、外部講師を招く、外部研修に参加する等、各教員の教授法の向上にも繋げていく。

また、学生による「授業評価アンケート」結果や、実習施設との連携に基づく実習評価結果を基に、継続して授業方法等の工夫や改善を図っていく。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果を評価・測定するため、今年度、「アセスメント・ポリシー」を新たに定めた。本学の「建学の精神」及び「教育の目的」を実現するために、今年度、新たに3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を策定し直したが、これらの方針の達成状況、教育効果並びに学生の学修成果について測定・評価指標についても詳細に定め、検証することにした。測定・評価指標には、機関レベル（短大）、教育課程レベル（学科）、授業科目レベルの3段階で査定するものとした。

まず、機関レベルでは、各種選抜試験結果、資格・免許取得状況、これらを基盤とした専門職への就業率、退学率、学生生活に関する様々なアンケートなどから、建学の精神に基づく本学の学修成果の達成状況を検証し、教育改革や学生・学修支援の改善を図ることに設定した。

次に、教育課程レベルでは、本学こども教育学科の教育課程における資格・免許の取得状況、単位取得状況等の卒業要件達成状況などから教育課程全体を通じた学修成果の達成状況を検証し、カリキュラムや教育方法の評価や改善を図ることにした。

あわせて、科目レベルでは、シラバスで提示された授業科目の学修成果に対する成績評価、授業評価アンケート等の結果から、各科目における学習成果の達成状況を検証し、授業内容や方法の改善を図ることにした。

それぞれのポリシーに対してレベル別にアセスメント指標を設け、学生の学修到達状況の結果をもとに、多角的・総合的に評価し、教育の質の向上並びに保証を行うことを目的とした。

本学には幼稚園教諭二種免許状、養護教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状に関する三つの教職課程及び保育士養成カリキュラムが設定されているが、ディプロマ・ポリシーを達成すべく、体系的な教育課程を編成している。各科目、「シラバスの手引き」に基づ

き担当教員がシラバスを作成する際、学修成果を到達目標としてシラバス内に明記し、授業計画に従って講義や演習・実技を計画的かつ適切に実施している。成績評価についても、評価基準（評価方法）をシラバスに記載の上、講義等で学生へ周知している。試験終了後は、「Campus Plan Web Service」学生用 Web サービスから自分の成績をオンライン上で確認できるシステムとなっており、試験結果に関する学修指導を速やかに行っている。同時に、「授業評価アンケート」を毎学期末に実施し、各科目及び各教職課程において成果と課題としてまとめている。「授業評価アンケート」内の項目には、授業に対する学修時間、予習復習学修時間、学修支援体制、学修成果満足度なども含まれ、集計結果は前述のとおり「学修の成果と課題」としてまとめ、全教員で共有し、次年度へ改善事項として反映している。

これに加え、各免許資格に関わる実習について、実習園・校等からの評価を基に、実習委員会を中心として実習の成果と課題をまとめている。この他、実習後のレポートやプレゼンテーション、議論を通して実習の振り返りを行い、学生自身の学修の軌跡として事後指導の記録及び履修カルテにまとめている。

さらに、上記に加え、学年学期末の修了時期において、保育者（幼稚園教諭・保育士）、養護教諭、小学校教諭としてディプロマ・ポリシーに基づく到達すべき目標（学生の目指す姿）を定め、「学修アンケート」として実施することにした。このアンケート結果を通して学生自身から見たディプロマ・ポリシーに対する認識を検証し、学修成果の客観的達成度を評価することを目的とした。同時に、教職課程の自己点検評価も義務化されたことから、今後とも継続して実施していく計画を立てている。

なお、卒業時には、在学生の資格取得状況を調査し、留年生を含む卒業判定を行っている。卒業後の評価としては、実習以外にも学外からの客観的評価として「就職アンケート（就職先）」を実施し、就職して1年を経過した卒業生を対象に本学の保育者養成が適切に行われているか、現場からの評価をアセスメント指標として位置づけている。また、就職情報を把握し、就職課（キャリアサポート）で情報を集約し、ホームページ等で公開している。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育組織の側面からの学修成果の点検・評価は、各委員会、各教職課程の組織において点検・評価の対象を明確に定め、各指標に従って点検・評価し、自己点検・評価委員会、FD 委員会を通じて各組織にフィードバックされている。

教務委員会は、年間を通した（前・後期）教育活動及び各種実習評価の成果と課題を向上策としてまとめ、学生委員会は学生相談活動から留年・退学抑制策等をまとめ、就職委員会は就職状況及び卒業後の学修成果等を検証してまとめ、これを自己評価委員会で集約した後、FD 委員会や教職員連絡会において全教員にフィードバックして教育内容・方法及び学修指導等の向上につなげている。

学生の視点に立った学修成果の点検・評価のフィードバックについては、定期試験及び追再試験ごとに配布される成績表をもとに、「ふるさとアドバイザー」が担当する学生へ

の学修指導を行っている。また、学生はポータルサイトである「Campus Plan Web Service」 学生用 Web サービスに随時アクセスでき、自己の成績評価、単位修得率、授業の出席状況を把握できる。

各科目の担当教員は、科目ごとの学修成果の検証とともに、「授業評価アンケート」によって授業内容に関する興味、理解度、授業レベル等についての学生の意見を聞き、「授業改善報告書」を作成し、教務委員会に提出している。教務委員会は、「授業評価アンケート」結果及び「授業改善報告書」をもとに教職課程ごとにその傾向や改善策をまとめ、自己評価委員会に報告した上で、FD 委員会において全教員にフィードバックし、学修指導の向上につなげている。

### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5（2023）年度に、検証すべき項目を整理するため、自己評価委員が中心となり、三つのポリシーに即して「アセスメント・ポリシー」を策定した。このアセスメント・ポリシーに基づいて学生の入学時から卒業時にかけて、機関（大学）レベル、教育課程（カリキュラム）レベル、科目レベルの 3 段階に分けて行い、教育の向上につなげることを計画している。

学修成果については、カリキュラム・ツリーを作成するとともに、ディプロマ・ポリシーに示される要素ごとの到達度を学生が確認できるよう整備した。教職課程ごとにカリキュラム・ツリーに記載されている関連科目の到達目標や教員養成指針をもとに各段階での到達度を可視化しているが、その妥当性を今後、教務委員会を中心に検証していく。

### 【基準 3 の自己評価】

建学の精神と教育理念を基盤とした教育目的及び保育者養成校としての使命を踏まえ、ディプロマ・ポリシーの策定及び見直しを行い、大学ホームページや「学生要覧」、シラバスに掲載し、オリエンテーション等で適切に周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準を「学則」や規程等で明確に定め、適正に運用している。ディプロマ・ポリシーの 3 つの柱「きづく」「かかわる」「みがく」を踏まえた一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを策定し、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程をカリキュラム・ツリーで示している。各科目のシラバスは「シラバス作成の手引き」に基づいて作成し、教務委員会を中心として点検を行い、「授業評価アンケート」やディプロマ・ポリシーに基づく目指す姿（到達目標）についての「学修アンケート」結果から学修成果について検証している。同時に、各種実習評価についても実習委員会を中心として全体的な検証を行い、まとめている。実習評価に関する個人の結果については、「ふるさとアドバイザー」と共有した上で事後指導を行っている。これらの学修成果は、半期に一度、学期末に FD 研修会を開催し、成果や課題として全教員で共通理解を図り、教育の質向上を目的に実施している。

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと一貫性を保ち、教育課程を体系的に編成の上、実施している。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として、各種

実習評価及び「授業評価アンケート」並びにディプロマ・ポリシー到達度調査を実施して検証・分析を行い、学生の学修成果をまとめている。さらには、「就職アンケート（就職先）」等から卒業生の客観的評価を踏まえて、教育の質保証を検証し、その内容を適切にフィードバックしている。

以上のことから、基準3は満たしていると自己評価する。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

「学則」第 53 条第 2 項において「学長は校務をつかさどり、教職員を統督する。」と定め、意思決定の権限は学長にあることが示されている。「学則」第 53 条第 3 項において副学長は、「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と定め、学長を補佐している。「学則」第 53 条第 4 項において「学科長は、学科に関する校務をつかさどる。」としている。

学長は、副学長、学科長からの定期的な報告や教授会への出席を通して大学の状況を把握しており、副学長及び学科長を通じた指示により教育、研究及び管理運営が適切に遂行されている。

また、学長が意思決定を行うにあたり、その適切な判断に資する一助として教授会の他に、法人との連携を図りながら大学の管理運営に関する事項を審議する「運営委員会」を置いている。運営委員会は、規定により学内全般の運営管理に関し、教授会の審議事項について確認するとともに、教授会の諮問事項に答申することを目的として定期的を開催している【図 4-1-1】。

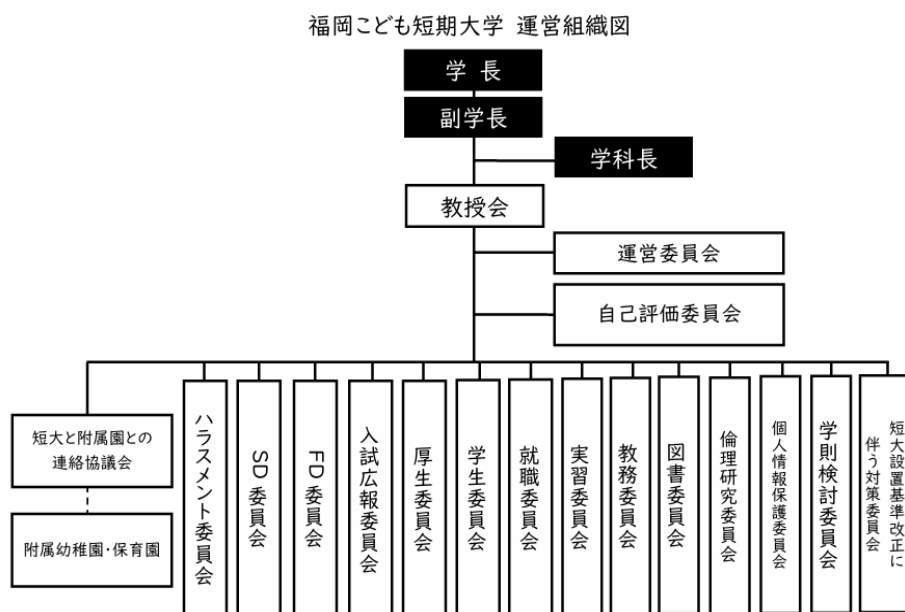


図 4-1-1 福岡こども短期大学 運営組織図

以上のことより、短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップは適切に確立・発揮できている。

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

「学則」第55条に「本学に、教授会を置く。教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、(2) 学位の授与に関する事項」と定め、教学に関する意思決定の権限と責任が学長にあることが明確になっている。

「学則」第55条第2項には、「教授会は学長が次に掲げる事項のうち教授会の意見を聴くことが必要と判断した場合には意見を述べることができる。(1) 「学則」変更等に関する事項、(2) 教育課程及び授業に関する事項、(3) 学生の退学、転学、休学、除籍等に関する事項、(4) 学生の賞罰に関する事項、(5) 教員の資格審査に関する事項」とし、「学則」第55条第3項には、「教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する重要な事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる」とし、教授会の役割及び審議事項については「教授会規程」において定めている。

また、学長を補佐するため副学長を置き、「副学長設置規程」において「副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」としている。同時に、学科長は、「学科長選考規程」により「学科長は、学長及び副学長を補佐し、大学内の教学を統括する。」と定められており、学長及び副学長を補佐している。

さらに、本学の「運営組織図」に示すとおり教授会での審議・決定事項については運営委員会をはじめ、各委員会と連携しながら教学マネジメントが適切に維持できるよう運営体制を整備している。

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職員については、「学校法人都築育英学園 事務組織規程」において事務組織を明確にしており、「学校法人都築育英学園 事務分掌規程」において主要業務を定めている。

本学の職員についても、学校法人都築育英学園事務組織系統図に示されるとおり、適切な職制を整備した上で必要な職員数を配置している。本学事務室には、事務局（庶務課）、教務部（教務課、教育実習課）、学生部（学生課）、厚生部（厚生課）、就職部（就職課）、図書館（図書館）、入試広報部（入試広報室）が配置している。

また、大学の適切な管理・運営のために、各委員会が設置されているが、これらの委員会に、職員もその構成員として参画し、教員と協働しながら運営にあたっている。職員が教員と協働して大学の管理運営を担うことにより、職員の意識と知識・技能の向上及び業務の効率化が図られている。同時に、法人本部と大学事務所と連携しながら教学マネジメントの機能性を維持している。

### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長がリーダーシップを適切に発揮することができるよう、副学長、学科長及び各部長並びに事務長が中心となって教授会並びに運営委員会を適切に機能させ、各委員会の活動を更に活性化させていく。同時に、中長期的な計画を踏まえた本学の質保証、三つのポリシーに基づく教育の質保証について自ら評価・改善を行い、内部質保証の向上に向けた恒常的な自己点検活動により、教学マネジメント機能を維持・向上させていく。

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

#### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学における専任教員は、教授 11 人、准教授 2 人、講師 14 人、計 27 人であり、短大設置基準を満たしていると同時に、教職課程（幼稚園教諭、養護教諭、小学校教諭）の専任教員数も教職課程認定基準を、また、保育士資格についても指定保育士養成施設指定基準を満たしている。このうち、実務の経験を有する専任教員も 15 名配置し、保育者養成校として教育目的及び教育課程に即した必要教員数を確保している。

本学における教員の採用については、「学校法人都築育英学園 任免規程」及び「学校法人都築育英学園 大学教育職員選考規程」に基づき、また、昇任については、「福岡こども短期大学 教員資格審査規程」に基づき手続きを実施している。採用及び昇任の候補者がある時は、教員資格審査委員会を開き、必要に応じて教授会の意見を聴き、学長が決定を行う。学長は決定した候補者を理事長に上申して、最終的な教員の採用及び昇任の手続きが完了する。

また、教員は、毎年、教育及び研究活動の業績（教育実践上の主な業績、作成した教科書・参考書、出版した著書や学術論文、学会及び社会における主な活動）を記載した「教員活動報告書」を作成している。「教員活動報告書」の評価対象項目は、「1. 研究活動」「2. 社会における活動（教育活動・社会貢献活動）」となっており、これらを総合的に評価している。なお、この教員活動報告書は、昇任の際の参考資料としている。

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学教員の教育内容・方法等の改善の工夫・開発等、教育の質的向上を図るため、FD委員会を設置し、令和 4（2022）年度には実施計画に従って全 4 回の研修会を実施した。規程には、教職課程ごとに「保育内容検討部会」、「養護教育内容検討部会」により専

門的な FD を推進するワーキング・グループとして運用することになっているが、実質的には教務委員会、実習委員会及び就職委員会のメンバーが兼ね、例年、授業評価及び実習評価、並びに就職先からの外部評価を総括して問題提起を行い、保育・教育に関する FD 研修会や講演会を企画・立案し、定期的の実施している。今年度は、小学校の教職課程も加わったこともあり、「教務委員会」及び「FD 委員会」の規程を見直すとともに、三つのポリシーを策定し直した。特に、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに即した教育内容や教育体系の整備については、この FD 研修会内に全教員で検討の上、共通理解を図った。

また、教育方法等の改善の工夫・開発については、「授業評価アンケート」結果内の教員、学生双方の意見を反映することを目的とし、年 2 回（前・後期）、教務委員会が全科目に対して「授業評価アンケート」を実施している。教務委員会は、各科目で得られた結果を該当の担当教員へ戻し、授業改善計画として「授業改善報告書」を回収し、学生のニーズを把握し、その結果を FD 研修会にて共有している。あわせて、実習評価や「就職アンケート（就職先）」からの学外からの意見もまとめて報告し、授業改善に努めている。

### **(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）**

教員の配置や職能開発については、保育者養成校として短大設置基準の他、教職課程認定基準並びに指定保育士養成施設指定基準に基づきながら、適切な採用及び昇任を継続的に実施するとともに、若手教員の採用を積極的に行い、職階や年齢等においてバランスがとれるよう教員確保及び配置に努めていく。

## **4-3. 職員の研修**

### **4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み**

#### **(1) 4-3 の自己判定**

基準項目 4-3 を満たしている。

#### **(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

### **4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み**

「SD 委員会運営規程」に基づき年間の計画を策定し、定期的に SD (Staff Development) を職員に対し実施し、短期大学運営に必要な資質・能力の向上を図るとともに、職員個々の職能開発を効果的に行い、円滑かつ効果的な短期大学運営のための基盤強化に努めている。

また、文部科学省、公益財団法人日本高等教育評価機構、日本私立短期大学協会、独立行政法人日本学生支援機構、日本私立学校振興・共済事業等、各種関連機関、都築育英学園の提供する研修や会合等に積極的に参加している。

各種委員会においても職員と教員の交流は図られ、また、教職員の学内研修会、学外研

修受講等により、教職員の資質・能力向上機会が用意されていると判断している。

さらに、事務職員は、事務長以下全ての職員の参加のもと、事務職員朝礼を毎週月曜日に行うとともに、Microsoft 365 Outlook メールや Microsoft 365 Teams で情報を共有し、事務職員間の意思の疎通や校務運営に対する参画意欲の向上にも努めている。

### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学内で行う定期的な SD については、本学の職員の適任者により実施することが主であるが、より高度な研修内容とするため、外部の講師等による SD 研修を徐々に増やしていく。また、教員と職員の教職協働や相互理解・認識の統一を図るため、SD と FD 合同の研修も継続していく。

## 4-4. 研究支援

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

#### (1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

#### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、研究教育上の目的に沿った研究活動が行えるように専門分野毎に研究室を共有している。これらの研究室には、教員の居室が設置されている。

また、研究時間については、勤務日の所定時間内に授業及び学生指導、専門委員会業務等にあたることを前提として、可能な限り個人研究に専念できる時間を確保できるようにしており、年度末には、教員の研究をまとめたものとして研究紀要を発行している。

なお、研究活動に伴う事務については、教務課が担っており、科学研究費や外部研究資金に関する情報提供を行っている。

### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学の学術研究の信頼性と公正性を確保するため、「研究倫理基準」及び「研究倫理委員会規程」を定めている。

研究倫理に関する審査については、規程に従って研究倫理委員会を開き、適切に審査を行っている。

この基準の他、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「競争的資金等取扱規程」、「研究活動の不正行為防止規程」、「公的資金等の管理・運営に関する不正防止計画」を整備し、ホームページに公表している。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動の予算としては、毎年、学園本部から示される通知に基づき、教務課を通じて個人研究費が支給されている。その金額は、職階に応じて支給されることになっており、令和4（2022）年度は、原則として講師5万、准教授10万、教授20万円の支給を行った。その他、研究備品として専用のパソコンを支給し、研究室には情報環境を整備している。また、必要に応じ、事務職員が教員の人的支援を行っている。

教員は、年度当初に「教員個人研究費 使用計画書」を立案し、「教員個人研究費取扱細則」に従って研究費を使用した上で、年度末に研究成果を「教員個人研究報告書」にまとめて教務課へ報告し、個人の研究活動を円滑に進めている。

#### （3）4-4の改善・向上方策（将来計画）

研究環境を整備し、研究を奨励するため、教職員からの研究環境に関する要望を把握し、計画的に改善に努めていく。

また、研究支援や外部資金獲得のための研修を充実させ、研究活動の推進を図りたい。

#### 〔基準4の自己評価〕

本学は、学長が教学に関する最高責任者とし意思決定を行っている。学長の任務を補佐する副学長及び学科長を置き、学長の命を受けて教学及び大学の管理運営を補佐している。同時に、学長の意思決定に対し専門的な立場から意見を述べる機関として教授会、運営委員会が適時開催され、助言・提言がなされている。「教授会規程」及び「運営委員会規程」には審議事項として教育研究に関する重要な事項が定められ、周知されている。このように権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築され、適切に運営されている。大学の適切な運営のために、必要な職員が適切に配置され、その役割は明確化されている。

また、本学の専任教員数は短大設置基準を満たしており、役職、年齢についてもバランス良く適切に配置されている。採用・昇格については規程が整備されており、適切に実施されている。FDはFD委員会、SDはSD委員会を中心に、全学的に取り組まれており、FD・SD研修会は、テーマを設定して毎年、定期に実施されている。FD講演会・研修会に加えて、教育研究業績などに関する資料を作成することで、教育・研究に関する教員の啓発を図っており、外部研修会にも積極的に参加し、教職員の資質・能力向上を図っている。

さらに、研究環境とともに研究倫理に関連する規程等も整備し、厳正に運用されている。研究活動への資金配分は学園本部の指示に従って適切に行われており、その事務は教務課及び庶務課が中心となって、研究費の管理、外部資金の情報提供や申請など研究支援を行っている。

以上のことから、基準4は満たしていると判断する。

## **基準 5. 経営・管理と財務**

### **5-1. 経営の規律と誠実性**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

##### **(1) 5-1 の自己判定**

基準項目 5-1 を満たしている。

##### **(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

学校法人都築育英学園は「寄附行為」において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定め、これらの法令を遵守し、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」に基づく教育を行う学校の運営を理事会、評議員会等を設置して誠実に行っている。

役員及び理事会に関する事項は「寄附行為第 3 章」に、評議員会及び評議員に関する事項は「寄附行為第 4 章」に定め、法令及び諸規則に基づき経営の規律と誠実性を維持し、法人運営を行っている。また、監事は「学校法人都築育英学園 監事監査規程」に基づき、定期及び臨時に監査を行い、法人の健全な運営に寄与している。

私立学校法第 33 条の 2 及び第 47 条に定められている書類については、法人本部事務所に備付け、「都築育英学園 法人文書の情報公開規程」に基づき請求があった場合には閲覧できる態勢を維持している。

また、私立学校法第 63 条の 2、学校教育法施行規則第 172 条の 2、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 7 条第 2 項及び大学の教員等の任期に関する法律第 5 条第 4 項で定められている情報は、ホームページ上で公表している。

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

寄附行為において、法人の意思決定機関として理事会を、また、諮問機関として評議員会を設置、定例及び必要に応じて理事会及び評議員会を開催し、経営、財務、主要人事、「学則」の改廃等の重要事項について審議を行うように定めている。

法人は認証評価の結果を踏まえて中期計画を作成している。また、当該中期計画に基づき年度ごとの事業計画を策定しているが、策定の際に前年度の事業成果を分析・評価して、事業計画に反映させることで PDCA サイクルを確立し、継続的に目的の実現に努めている。

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

学園は、環境保全等を目的に各構内の樹木等の環境整備を恒常的に行うとともに、エキャンパスを推進するため各種照明の LED 化を図っている。また、夏季には「クールビズ期」を設定し、消費電力の削減に努めている。

人権への配慮は、「学校法人都築育英学園 個人情報保護規程」、「学校法人都築育英学園 特定個人情報等取扱規程」、「学校法人都築育英学園 ハラスメント防止に関する規程」、「学校法人都築育英学園 障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」を定め人権

保護について周知徹底に努めている。

また、各施設を障がい者にも快適に使用してもらうための改修工事を実施する等、バリアフリー化も推進している。

安全への配慮については、学生、児童、園児、職員及び近隣住民の安全を図るため、「学校法人都築育英学園 危機管理規程」に基づき危機管理者及び危機管理責任者を指定して、学校ごとに危機管理に関するマニュアル等の作成・周知、研修、訓練等の実施を図っている。

### **(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）**

今後とも法令の改正、社会情勢等に適切に対応し、法令を遵守しつつ経営の規律と誠実性を維持していく。

## **5-2. 理事会の機能**

### **5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性**

#### **(1) 5-2 の自己判定**

基準項目 5-2 を満たしている。

#### **(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

学校法人の意思決定機関である理事会は、「寄附行為第 7 条及び第 8 条」により現在、第 1 号理事（学園総長）、第 2 号理事（日本経済大学学長）、第 3 号理事（だいいち幼稚園園長）、第 4 号理事（評議員選任）2 人、第 5 号理事（学識経験者）の 6 人で構成しており、使命・目的の達成に向けて意思決定が適切にできる体制にある。

また、理事会においては、寄附行為の変更、事業計画・予算、事業報告・決算、規程・学則の改廃、役員等の選任、法人の運営に関する重要事項等について審議・決定を行っている。

### **(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）**

令和 7（2025）年度から施行される私立学校法に適合する体制を確立し、引き続き外部理事を含め幅広い意見を取り入れ、私立大学を取巻く厳しい経営環境、社会の変化等に適切に対応していく。

## **5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**

### **5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

### **5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性**

#### **(1) 5-3 の自己判定**

基準項目 5-3 を満たしている。

#### **(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

### **5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

本学園の理事長は「寄附行為第 8 条及び第 24 条」により、福岡こども短期大学学長（学園総長）は理事及び評議員を兼務しているため、福岡こども短期大学に関わる審議案件について正確な情報を理事会及び評議員会に提供し、理事の適切な判断及び評議員への諮問に寄与している。

また理事長は、必要に応じ「学校法人都築育英学園 運営委員会規程」に基づき運営委員会を開催し、各学校等から経営改善及び管理運営に関する事項の報告を受けることにより実効性を確認し、理事会における諮問事項の答申の資としている。

「寄附行為第 13 条」において「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定めており、法人本部事務局長、経理部長、各学校の事務長等から適時の報告を受け、状況を把握した上でリーダーシップを発揮することにより、法人の意思決定が円滑に行われている。

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人の理事会及び評議員会には、学長が理事及び評議員として出席し、大学側からの観点で意見を述べるとともに、大学の各管理運営機関に必要な情報の提供を行っており、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックを機能させている。

監事においては、「寄附行為第 9 条」に基づき、独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任しており、「寄附行為第 16 条」に基づき、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況の監査を実施するとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会において報告を実施している。

評議員は、「寄附行為第 24 条」に基づき選任された 15 人で組織され、理事長が「寄附行為第 22 条」の諮問事項についてあらかじめ評議員会において評議員に意見を聴いている。

理事会、評議員会及び運営委員会等により法人と大学の各管理運営機関との意思疎通を適切に実施し、相互チェックの機能性を発揮している。

### (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学の各管理運営機関の意思疎通は円滑に行われており、相互チェックも機能している。令和 7（2025）年度の私学法改正に基づく理事会等の組織改正においても、法人と大学の適時適切な情報の共有及び各組織のチェック機能を有効に発揮できる体制を確立し、健全な運営を継続する。

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

## **(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

### **5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立**

学園は大学のほか、短大、中高等学校、小学部、幼稚園、保育園及び法人本部の 7 部門を有している。

予算の編成は、先ず予算単位となる 7 部門が事業計画に基づき予算積算書を作成、法人事務局において部門ごとにヒアリングを行い、大幅な増減がある場合は、その理由を質問し、併せて前年度以前の収支実績と比較して、より精査した数値で予算原案を作成、「寄付行為第 35 条」（予算及び事業計画及び事業に関する中期的な計画）に基づき議決された予算を各部門に配布している。

やむを得ない理由により予算不足が生じた場合は、「学校法人都築育英学園 予算管理規定第 28 条・29 条」（予備費及び予備流用）に基づき大科目内における流用、増額申請による予備費の使用又は予算の補正を実施している。なお、補正予算については理事会の承認を得ている。

適切な財務運営については、入学定員の確保を基本とし、教職員一丸となった募集、広報活動を推進、ホームページ、学校案内パンフレット内容の改善、教育内容、施設、設備等の改善充実を図り、魅力ある大学の確立を推し進めている。

財務について毎年、前年度の事業活動収支の現状を認識し、当年度を含む 5 年間の中期収支計画を作成している。

計画にあたって収入は学生募集と連携した、より現実を見つめた数値を計上、支出は法人事務局と調整を行い抑制した数値を計上し、収支の健全化に努めており、成果は徐々にではあるが、適切な財務運営が確立できつつある。

### **5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保**

学園の日本経済大学の 3 つのキャンパス（福岡、渋谷、神戸）は、立地及び教育研究環境も整い、学生募集に成果を上げている。平成 29（2017）年度～令和 5（2023）年度まで学生の入学定員充足率の平均値は 103.8%、収容定員充足率も年々増加しており、その平均値は 87.1%で推移している。

平成 26（2014）年度から高大連携をはじめ日本人学生の確保を重視した募集施策も実施し少子化の中で教職員一丸となって学生募集に努めている。今後も収入の増加は見込まれる。

支出については、教職員全体で節約意識を共有し、予算積算書作成時には必要性、優先順位等について数次に亘るヒアリングを行い、不必要なものはフィルターにかけ、厳正に審査することにより支出の抑制に努めている。

## **(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）**

今後も中長期的な視点に立って、教育研究基盤の維持及び充実を図ると共に、財務運営

基盤の強化に努め、定員の確保及び経費節減に留意し、収支バランスの適正化を維持継続していく。

## **5-5. 会計**

### **5-5-① 会計処理の適正な実施**

### **5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施**

#### **(1) 5-5 の自己判定**

基準項目 5-5 を満たしている。

#### **(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

### **5-5-① 会計処理の適正な実施**

会計処理は、「学校法人会計基準及び経理規定」に基づき、適正に実施している。また、「学校法人都築育英学園 経理規定第 4 条」に基づき、全ての会計伝票は法人事務局において集約し一元的に処理している。

会計処理上生じた疑問及び問題点については、公認会計士或いは私学共済事業団の担当者に相談、指導、助言を受け適切に遅延なく処理している。

予算執行に際しては、伺書にて必要性、調達先、価格数量等を厳正に審査し、不要不急の調達を制限すると共に、予算担当者に正確な予算執行額を把握させ効率性を重視した予算執行を図っている。

### **5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施**

会計監査は公認会計士による監査及び「学校法人都築育英学園 監事監査規定」に基づく監事による監査を実施している。

公認会計士による監査は、私学振興助成法に基づく監査及び日常の会計処理について、会計基準に則った適切な処理であるかを監査している。監事による監査は、決算時に行う定期監査及び必要の都度行う臨時監査があり、公認会計士と日程を調整し、意見交換を行い効率的な監査を実施している。又、監査において、公認会計士及び監事に提出する書類、資料等は正確かつ迅速に作成し、指導を受けた事項については速やかに改善、処置を行い、適切な会計業務運営の資としている。

#### **(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）**

会計関係職員の技量知識向上ため、学校法人会計基準に対応するため各種研究会、講習会に参加させ更なる職員の能力向上を図ると共に、会計事故防止の為、機会教育等により会計職員に高い倫理観を持たせて、法令規則に精通させる。会計監査については、公認会計士及び監事との連携を更に密にし、効率ある精度の高い監査が実施できる体制をつくる。

## **[基準 5 の自己評価]**

大学の設置、運営に関連する諸法令を遵守し、大学の使命・目的の実現のために、理事会等

の戦略的意思決定ができる体制が整えられ、適切に運営されている。また、大学における意思決定の最高責任者であると共に、法人と大学をつなぐ連携調整の役割と機能を学長が持ち、実践していることから、経営を担う法人と教学を担う大学が、緊密に意思疎通し、相互にチェックしあう組織体制のもとに、学長が、大学運営全般において、ボトムアップに意を用いながら適切かつ強いリーダーシップを発揮していると判断している。

業務執行体制に関しては、使命・目的の履行達成のために、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制と職員配置がなされ機能していると判断している。

財務状況に関しては、中長期計画を基礎として、各当該年度収支を詳細に把握し、可能な限り支出抑制に努め、適切な財務運営が確立できている。また、魅力ある大学づくりと真摯な募集活動を展開し、他方で法人間の貸借の解消、安定した財務基盤が確立され良好な収支バランスが確保できている。また、学校法人会計基準に準拠した正確な事務遂行により適正な会計処理とともに、会計監査の体制が確立され、監査も厳正に実施されていると判断している。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

内部質保証に関する全学的な方針については、「学則」第 4 条に「第 1 条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。」と規定している。

これに基づき、本学の内部質保証に携わる組織として「運営委員会」、「自己評価委員会」を設置し、関連する組織として「FD 委員会」及び「SD 委員会」を含む専門委員会を設置しており、図 6-1-1 に示すとおり PDCA サイクルに則りそれぞれが相互に連携する体制を整備している。

自己評価委員会は、「自己評価委員会規程」の中で学科長を中心に、図書館長及び各部長、事務長及び各部事務職員で構成されていたが、今年度、小学校教職課程が加わったため、各教職課程（幼稚園教諭・養護教諭・小学校教諭）及び保育士養成課程の代表者として構成し直して定めることにした。本学では、この自己評価委員会内において、教育目標や教育・研究活動等について自己評価・点検を実施し、本学の教育及び研究の質を保証していることになる。

上記委員会の活動報告により、学長が大学全体の教育研究に関する重要な事項を判断した場合は、副学長を通じて運営委員会の構成員である学科長及び各部長並びに事務長へ改善・向上を指示している。

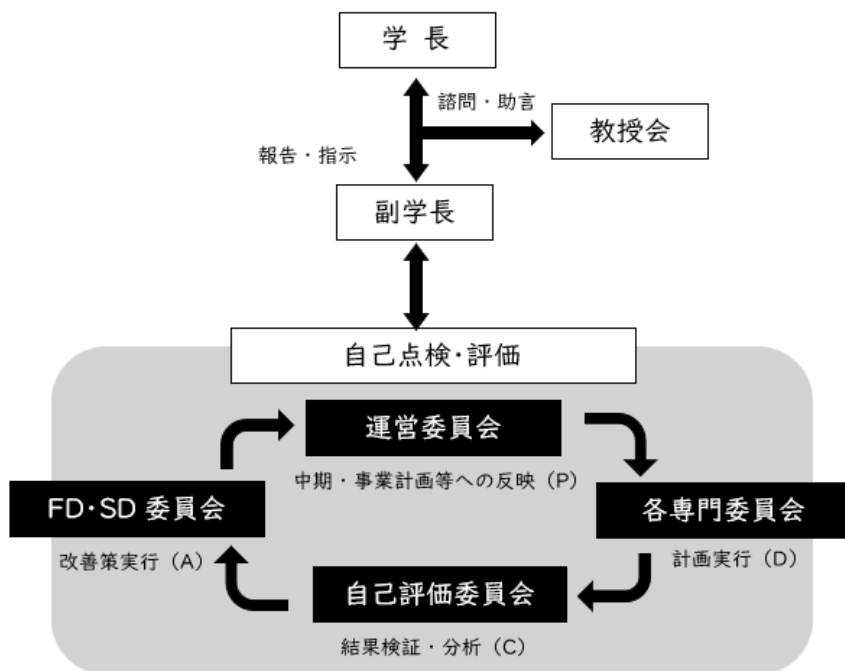


図 6-1-1 福岡こども短期大学 自己評価組織図

**(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）**

運営委員会で立案した計画をもとに各専門委員会が業務を効率的かつ効果的に遂行できるよう、自己評価委員会が核となり PDCA サイクルをより機能させていく。また、改善事項は FD 委員会及び SD 委員会を中心に今後も幅広いテーマを取り入れて研鑽を重ね、内部保証の質を高めていく。

**6-2. 内部質保証のための自己点検・評価**

**6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有**

**6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析**

**(1) 6-2 の自己判定**

基準項目 6-2 を満たしている。

**(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

**6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有**

本学における自己点検・評価は、日本高等教育評価機構による短期大学機関別認証評価を実施する他、学内の自己評価を担う組織は、「自己評価委員会」であり、「自己評価委員会規程」第 6 条及び別紙にその評価観点が明示されている。

令和 2（2020）年の中央教育審議会大学分科会がとりまとめた「教学マネジメント指針」において、学長のリーダーシップの下で、三つのポリシーに基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、学修者本位の教育を実現した上で教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用することを通して、適切な PDCA サイクルを確立することが求められたことから、令和 3（2021）年度からの自己評価委員会において学修成果の可視化を重点目標とし、三つのポリシーと同時にアセスメント・ポリシーを見直し、自己評価の項目と基準における担当を明確化した。

これによって、教育活動及び成果についての調査を定期的かつ多角的に実施することを位置づけ、自己評価委員会が各専門委員会・部署の所轄するアセスメント指標と教育成果との関連を意識し、教育の質保証のための PDCA サイクルを確立できるよう体制を整備した。次年度以降、自己評価委員会においては、は学科長の招集により定期に開催し、各委員会・部署で収集したアセスメント指標のデータや分析結果を確認の上、教職員連絡会にて全教職員へ共有する仕組みを強化していくこととしている。また、検討・改善事項については、各専門委員会・部署において再度、協議を重ね、改善を図っているが、必要に応じて、運営委員会並びに教授会にて審議し、学長が決定した事項について全教職員で共通理解を図るシステムを構築している。自己評価委員会は、点検・評価の結果について報告書を作成し、ホームページ上で社会へ公表している。

**6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析**

本学では、「建学の精神」及び教育の目的を実現するために、アドミッション・ポリシー

一、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとしてその方針を定め、教育活動を行い、これらの方針の達成状況、教育効果並びに学生の学修成果について測定・評価している。また、これらに対する測定・評価指標は、機関レベル（短大）、教育課程レベル

（学科）、授業科目レベルの3段階で査定するものとし、学内の各委員会や部署が年間計画に従って測定・分析してまとめ、自己評価委員会がそれを踏まえて次年度の方針や方策を立て、運営委員会や教授会で意思決定するという、教育の質保証をするための活動を全学的に推進することとした。主なアセスメント指標については、実施計画に従って授業評価やディプロマ・ポリシー達成度等の学修成果の他、学修環境や学校生活及び学校行事、就職状況まで、学生が入学してから卒業するまでの経年的なデータを収集し、自己評価委員会を中心に全教職員で共有の上、次年度の計画立案の際に活用したり、FD委員会の研修内容等を含めたりして活用する予定である。

### **(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）**

自己評価委員会を中心に各専門委員会と連携しながら本学の教学活動に関する調査や各種アンケート等を実施し、調査結果の収集・分析を通して大学の意思決定の支援を行っていく。同時に、アセスメント・ポリシーの見直しを定期的に行い、アセスメント指標の適正化を図る。

## **6-3. 内部質保証の機能性**

### **6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性**

#### **(1) 6-3 の自己判定**

基準項目 6-3 を満たしている。

#### **(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

### **6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性**

今年度三つのポリシーを見直した際、あわせて、これらのポリシーに基づき本学のアセスメント・ポリシー及びアセスメント指標を作成した。これらのアセスメント指標については、自己評価委員長である学科長が年間実施計画を立案の上、該当の専門委員会の長及び委員並びに担当者へ委任し、アンケート結果や成果報告書等を自己評価委員会が収集している。自己評価委員会は、担当者から提案された改善事項を踏まえて評価し、結果と改善事項について、FD委員会や教職員連絡会を通じてフィードバックすることにより次年度の各種計画及び中期計画につなげている。今年度は、「授業評価アンケート」結果や学外からの実習及び「就職アンケート（就職先）」結果をもとに授業及び教育内容の改善を図り、本学教育の改善・向上に努めた。

**(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）**

自己評価委員会が中心となり、本学のアセスメント・ポリシーに基づいたアセスメント指標を各委員会及び担当者へ割り当てた上で、所轄の部署において収集・分析されたデータを確実に集約し、各部署の評価や点検が適切に実施されているかを確認して大学全体の内部質保証を高めるPDCAサイクルを円滑に進めていく。

また、フィードバックや改善事項については、FD委員会や教職員連絡会において速やかに全教職員へ周知するとともに、三つのポリシーを起点として入試・教務・就職の観点から、次年度の各種計画及び中期計画の策定に反映させ、内部質保証の仕組みの機能性をいっそう高めていく。

**【基準 6 の自己評価】**

本学では、学長及び教授会並びに運営委員会のもと、自己評価委員会が中心となって大学の使命・目的に従った自主的・自律的な自己点検・評価を組織的かつ定期的を実施している。内部質保証のための恒常的な組織及び責任体制を明確にするとともに、本学のアセスメント・ポリシーに、三つのポリシーを起点としたアセスメント指標を機関別、カリキュラム別に定めている。本学の専門委員会や教職員は、これらの自己評価活動を通じて自己点検・評価の重要性を認識している。このように、自己評価体制については、大学全体のPDCAサイクルが確立しており、自己点検・評価及び第三者評価の結果を各種計画及び中期計画に反映させ、大学運営の改善・向上に努めている。上記のことから、基準6は満たしていると判断できる。

#### Ⅳ. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域貢献

##### 《A-1 の視点》

##### A-1. 本学における地域貢献の展開と貢献度

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の地域貢献は、大きく分けて以下の 6 つのカテゴリーに分類される。

##### 1) 本学独自の研究活動組織である「幼児教育研究会」による地域貢献

「幼児教育研究会」は建学の精神に基づいた、本学独自の“こども”に特化した研究活動組織で、現在、25 もの研究会が存在するが、後述の三大公開講座をはじめ、大学近郊の地域にも開かれた組織として活動しており、近隣の自治体が主催するイベントに参加したり、保育関連施設及び障がい児施設等の社会福祉施設へ直接出向いたりして、様々な活動及び支援を行っている。

これらの活動に対しては、地元自治体である太宰府市から平成 24（2012）年度には「市民活動賞」を、今年度には再び「市制施行 40 周年記念特別表彰」を授与されている。今後も太宰府市を中心に、地域に根差した貢献を全学で継続していくことを計画している。

##### 2) 「幼児教育研究会」を主体として開催している三大公開講座

本学では、毎年定期に、「幼児教育研究会」を主体として次の 3 つの公開講座を開催している。

まず、例年 4 月に開催している「おめでとうこどもの日」には、本学が保育者養成校であることから、5 月 5 日の“こどもの日”を祝し、端午の節句にちなんだステージや制作、運動あそびのブースを展開している。

7 月の「太宰府七夕まつり」は、本学が太宰府市と共催し開催しており、プラムカルコア太宰府（太宰府市中央公民館）の全館を終日利用し、本学学生が、日本の伝統行事である「七夕」にちなんだステージ発表や手作りおもちゃなどの制作活動等のブースを展開する公開講座となっている。これも太宰府市のみならず大学周辺地域からの参加があり、令和 5（2023）年度には、第 36 回として 3 年ぶりに人数制限なしの開催ができたこともあり、402 人の来場者があった。「七夕まつり」は、三大公開講座の中でも地域に大きく寄与するものである。

最後に、毎年 10 月末に開催する「こどもフェスティバル」は、全学生が所属している「幼児教育研究会」の研究会活動の集大成として位置付けられており、2 日間にわたって実施している。「こどもフェスティバル」では、25 もの研究会がそれぞれの特長を最大限に活かしたテーマで研究発表を行っているが、来場者であるこどもたちや保護者に

研究会の演技・演奏や制作、運動あそびのブース等において様々なものに参加・体験してもらう。これによって、来場者のこども達が活動内容に満足してもらうことは勿論であるが、本学学生にとっても、これらの実践経験が保育者としての視座やスキルを養うことのできる貴重な機会となる。

なお、これらの公開講座については、本学の重要なアセスメント指標と考えており、（１）来場者アンケート、（２）研究会及び学生個人アンケート、（３）教職員アンケートをそれぞれ回収することになっている。講座終了後には企画委員会を中心に、来場者にとっての評価、また、本学の学生にとっての評価を教職員の反省を入れながら検証し、反省及び改善事項としてまとめ、教職員へ共通理解を図り、次年度の実施計画に反映するよう活用している。

### 3) 太宰府市と近郊の高等教育機関で構成される「キャンパスネットワーク会議」による地域貢献

「太宰府キャンパスネットワーク会議」は、太宰府市に所在する大学・短期大学等の高等教育機関が有する機能や情報を広く地域に開放することによって市民の学習活動の振興と魅力あるキャンパスシティの創造を図り、太宰府地域の発展に寄与することを目的としている。本会議は、太宰府市環境観光部国際・交流課に事務局を置き、本学を含む５校の高等教育機関が加盟の上、運営しているものである。この会議には、本学からは「キャンパスネット委員」として学生委員会の担当教員や代表学生が参加し、教員のみならず学生の立場からも活発な意見を提案しながら主体的に活動を行い、太宰府市の振興にかかわるイベントの企画や支援を行っている。

### 4) 本学教員による地域貢献

本学教員による地域貢献は、各教員の業績書に記載されているように、幼稚園、保育所、社会福祉施設等における子育て支援に関する講演、実技指導、園内研修講師などの社会的活動が挙げられる。この活動は、大学の所在地である太宰府市のみならず周辺の自治体、遠くは九州各県にまで及んでいる。こうした本学教員による社会的活動は、子育て支援・現職の研修以外に、中学・高等学校における職業理解の講師まで、次世代育成のための支援も含まれている。

また、本学特任教授の臨床心理士は、本学園及び周辺自治体内の幼稚園・小学校・中学校のスクールカウンセラーを兼任しており、現職教員対象の研修講師から福岡周辺地域に在住する発達障がい児及び保護者を対象とする支援活動まで幅広く行っている。

### (3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の「幼児教育研究会」及び教員の社会貢献に関する活動は、本学ホームページやInstagram等から発信し、情報公開している。このことから本学の社会貢献に関する活動は、多くの方々に認知されているとともに、支援に関する依頼が本学へ寄せられている。中でも、子育て支援に関する要請は、福岡をはじめとする九州各県の範囲にわたる保育施設から学校現場、社会福祉施設まで、対象も乳幼児から小・中学生・高校生、教

職員へと多岐にわたっている。昨今の保育者不足や子育て支援に関する状況からも、これらの社会的要請は今後も続くものと考えられる。本学は、これらの社会的要請に対して効率的かつ効果的に支援体制をとれるよう、中長期的な視点に立ち、子育て支援を中心として、より多くの依頼や期待に応えられるよう努めていく。

#### **【基準 A の自己評価】**

本学は、幼児教育を専門とする「こども教育学科」単科のみを標榜する短期大学として、「幼児教育研究会」を主体とする活動及び公開講座の開催、教員個人の活動、並びに地域のためのボランティア活動等、地域社会へ様々な情報を発信しながら社会的使命を果たしている。これは、地元の自治体である太宰府市から平成 24（2012）年度「市民活動賞」を受賞したことに続き、令和 5（2023）年 2 月にも再び「市制施行 40 周年記念特別表彰」を授与されたことに代表されるものである。今後も地域に根差した教育機関として、様々なニーズに答えながら保育者養成校の使命を果たしていく。

以上のことから、基準 A「地域貢献」を満たしていると自己評価する。

## V. 特記事項

### 1. 海外保育セミナー（海外保育事情）

本学では例年、8月の夏季休暇を利用して、1年生の希望学生を対象に「海外保育セミナー」を実施している。具体的には、海外（オーストラリア）の幼児教育施設に学生が直接訪問し、保育についての研修を行うものである。オーストラリアの現地のこどもたちとのふれあいを体験したり、オーストラリアの保育者の活動の様子を見学したりして見識を深めるとともに、日本とオーストラリアの保育事情の違いについて学んでいる。また、実際に模擬保育を体験し実践力を養い、さらには、その幼児教育施設に通うこどもたち達の家ホームステイし、オーストラリアのこどもや家族とコミュニケーションをはかり図りながら語学力を高めたり、オーストラリアの文化を体験したりしている。

このように、現地における講話や実践を通して、日豪の幼児教育を取り巻く環境や実情などを実際に経験することを通して学生自身の保育の質の向上や、自身の保育者像を見直す機会を持つプログラムとなっている。終了時には、研修に関するレポートを提出することになっており、合格すれば「海外保育事情」の単位が認められている。

令和2（2020）年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う渡航自粛規制により、令和4（2022）年度まで中止となっている。

